

平成 2 6 年度以降

鶴 岡 市 水 防 計 画

平成 26 年 10 月

鶴 岡 市

目 次

【計 画 編】

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防責任等	3
第4節 津波における留意事項	4
第5節 安全配慮	4
第6節 水防関係機関系統図	5
第2章 水防体制	
第1節 水防事務の処理	6
第2節 水防活動の体制	6
第3節 水防隊の構成及び任務分担	7
第3章 水防非常配備計画	
第1節 職員等の配備基準	9
第2節 消防団水防隊の配備基準	9
第4章 指定河川及び水防区	
第1節 指定河川等	11
第2節 水防区	13
第3節 主要河川の水防連絡一覧	14
第5章 水防施設	
第1節 水防倉庫並びに水防資器材備蓄等	15
第6章 通信連絡	
第1節 通報経路	17
第2節 各種連絡系統図	18
第7章 予報及び警報とその措置	
第1節 気象に関する予報及び警報	28
第2節 洪水予報	30
第3節 水防警報	31
第4節 水位情報の通知及び周知	34
第8章 水位等の観測	
第1節 雨量観測	38
第2節 水位観測	39

第9章	水防活動	
第1節	巡視及び警戒等	4 1
第2節	水防隊の出動	4 2
第3節	水防作業	4 2
第4節	決壊・漏水等の通知及び災害発生時の処理	4 2
第5節	水防信号及び標識	4 3
第6節	水防解除	4 6
第7節	水防てん末報告	4 6
第10章	住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への応援要請	
第1節	住民の水防活動	4 7
第2節	河川管理者の協力	4 7
第3節	警察官の出動要請	4 7
第4節	他の水防管理団体の応援要請	4 7
第5節	自衛隊の派遣要請	4 7
第11章	公用負担	
第1節	公用負担権限	4 8
第2節	公用負担命令権限書・公用負担命令書	4 8
第3節	報告	4 9
第4節	損失補償	4 9
第12章	避難情報等の提供	
第1節	避難のための立ち退きの指示	5 0
第2節	避難所の開設及び場所	5 0
第3節	避難の周知徹底	5 0
第4節	洪水ハザードマップ作成の推進	5 0
第13章	浸水想定区域における避難確保のための措置	
第1節	洪水予報等の伝達	5 1
第2節	避難場所及び災害時要援護者施設	5 1
第3節	浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置	5 2
第14章	水防訓練	
第1節	水防訓練	5 3
第2節	水防訓練実施報告	5 3
第15章	重要水防箇所	
第1節	重要水防箇所評定基準	5 4
第2節	重要水防箇所	5 6

【資料編】

1	避難場所	5 7
2	災害時要援護者施設	6 1
3	重要水防箇所	6 5

【計 画 編】

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定による指定水防管理団体として、法第 33 条の規定に基づき山形県水防計画に応じた市の水防計画を定め、管轄する区域の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

用 語	定 義	本計画	法の基準
(1)水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	鶴岡市	法第 2 条第 1 項
(2)指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	鶴岡市	法第 4 条
(3)水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。	鶴岡市長	法第 2 条第 2 項
(4)消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。	鶴岡市消防長	法第 2 条第 4 項
(5)水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有している者として水防管理者が指定した団体をいう。		法第 36 条第 1 項
(6)水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	赤川、内川、大山川	法第 2 条第 7 項、法第 16 条第 1 項

用語	定義	本計画	法の基準
(7)水防警報（水防管理者）	水防警報が発せられたとき、水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。	赤川、内川、 大山川	法第 2 条第 7 項、法第 16 条第 1 項
(8)洪水予報	<p>1 国の機関が行う洪水予報 気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> <p>2 県が行う洪水予報 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p>	<p>1 の河川 赤川、内川</p> <p>2 の河川 大山川</p>	法第 10 条第 1 項・第 2 項、 法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 13 条・第 14 条の 2
(9)指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。	赤川、内川、 大山川	法第 16 条
(10)水位周知河川（水位情報周知河川）	流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が避難判断水位（水防法第 13 条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び県知事が指定する。	京田川、湯尻川、藤島川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川	法第 13 条
(11)水防団待機水位（指定水位）	水防団が出動のために待機する水位	京田川、湯尻川、藤島川、青龍寺川、黒	

用語	定義	本計画	法の基準
(12)はん濫注意水位 (警戒水位)	市長の避難準備情報等の発令判断の 目安、住民にはん濫に関する情報への 注意喚起及び水防団の出動の目安とな る水位	瀬川、内川、 赤川、五十川、 温海川、庄内 小国川、鼠ヶ 関川、三瀬川、 倉沢川	法第 17 条
(13)避難判断水位(特 別警戒水位)	市長の避難勧告等の発令判断の目 安、住民の避難判断の参考となる水位		法第 13 条
(14)はん濫危険水位 (危険水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害 を生じるはん濫のおそれがある水位		

第 3 節	水防責任等
-------	-------

1 市（水防管理団体）の責任

市は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第 3 条)具体的には、主に次のような事務を行う。

- 水防団の設置（法第 5 条）
- 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- 水位の通報（法第 12 条）
- 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- 警戒区域の設定（法第 21 条）
- 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、第 26 条）
- 公用負担（法第 28 条）
- 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項、第 3 項）
- 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- 消防事務との調整（法第 50 条）

2 一般住民の義務

水防管理者、消防長又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民を水防に従事させることができる。(法第 24 条)

3 市の水防計画の変更

- (1) 市は、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。(法第32条第1項)
- (2) 市は、水防計画を変更しようとするときは、あらかじめ市防災会議に諮らなければならない。(法第32条第2項)
- (3) 市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を知事に届け出なければならない。(法第32条第3項)

第4節 津波における留意事項

日本海では、津波の原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来することから、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

(参考) 想定される最大規模の地震津波(M8.5)における、沿岸部各地域の津波高及び津波到達時間は、下表のとおりである。

地区名	津波高(m)	第1波到達時間(分)	備考
三瀬	7.4	19	三瀬川
五十川	7.2	17	五十川
温海	8.0	18	温海川
宮名・浜中	7.3	19	庄内小国川
鼠ヶ関	7.3	21	鼠ヶ関川

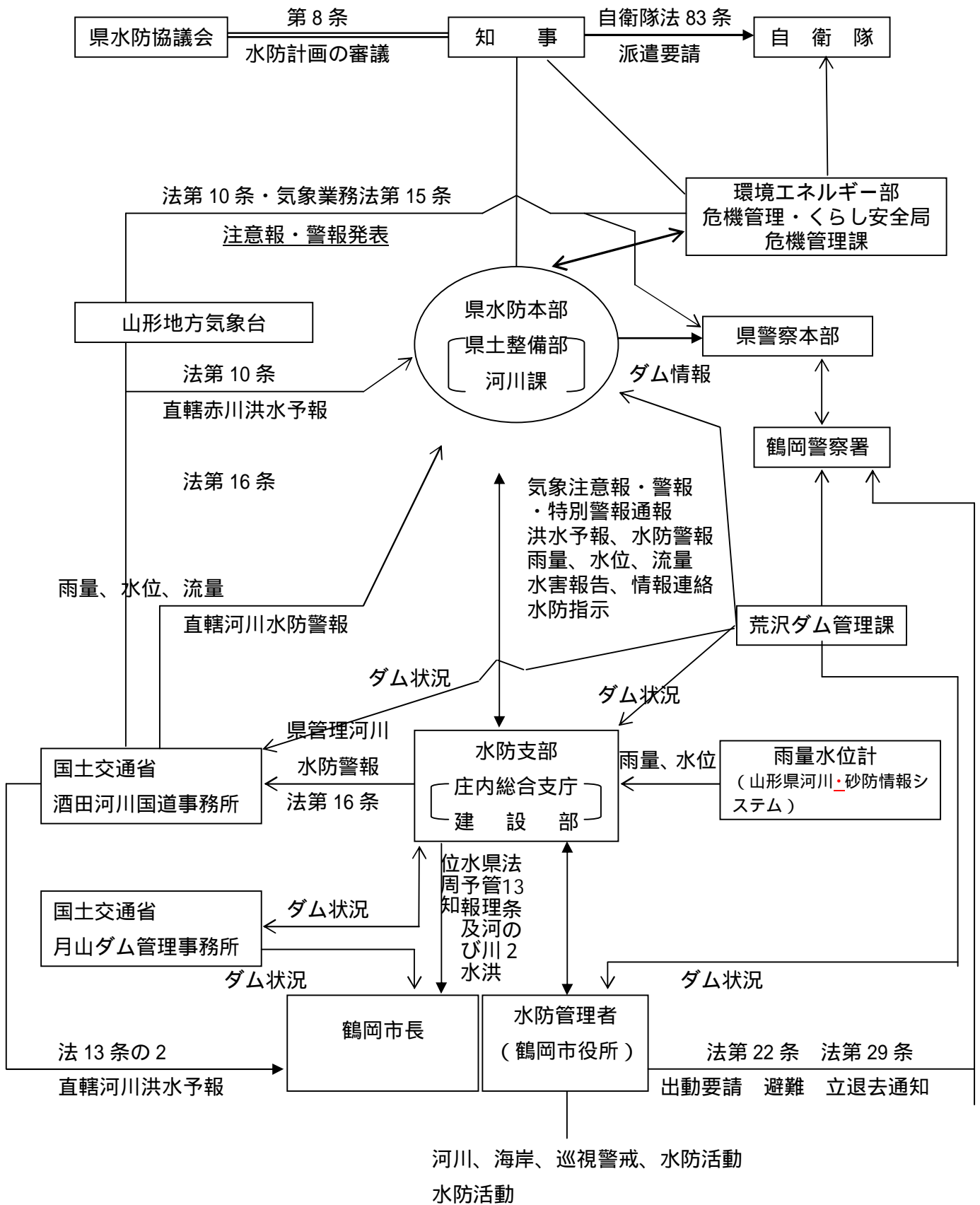
第5節 安全配慮

水防活動にあたっては、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1)水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2)水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3)水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第 6 節 水防関係機関系統図



第2章 水防体制

第1節 水防事務の処理

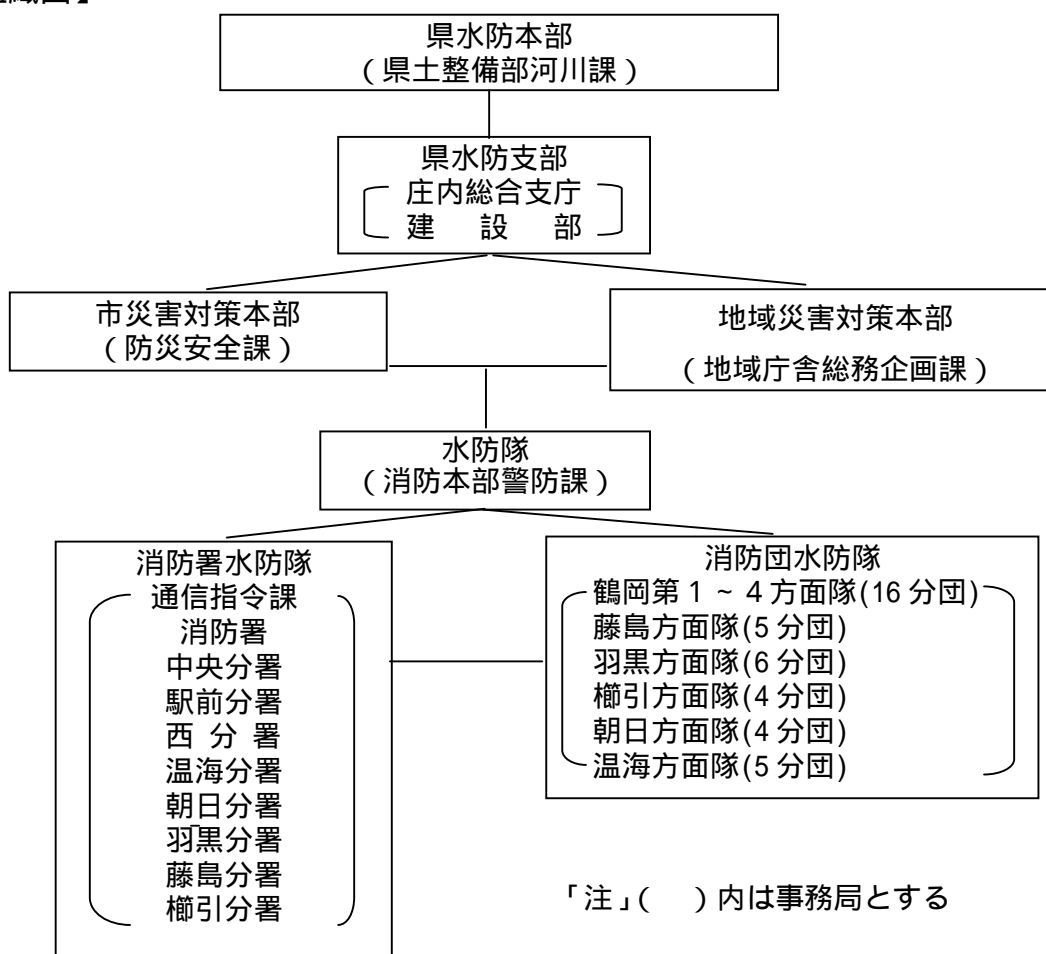
水防管理者は、洪水、津波、高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに起因する被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報が発せられたとき、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達した場合、その他水防上必要と認められる場合は、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。事務については、適宜、山形県及び関係機関、河川管理者等と連携を図るものとする。

なお、水防事務は、市民部防災安全課及び地域庁舎総務企画課がこれを行い、水防事務を処理するにあたっては、水防隊本部及び関係部局と連携を図るものとする。

第2節 水防活動の体制

水防管理者は、重大な洪水被害等について大規模な水防活動が必要であると認めたときからその危険が除去するまでの間、必要があると認める場合は、水防活動を実施し、総合調整を行う本部体制は、鶴岡市地域防災計画（風水害雪害対策編第3章第18節「水防活動」）に基づく体制によるものとする。

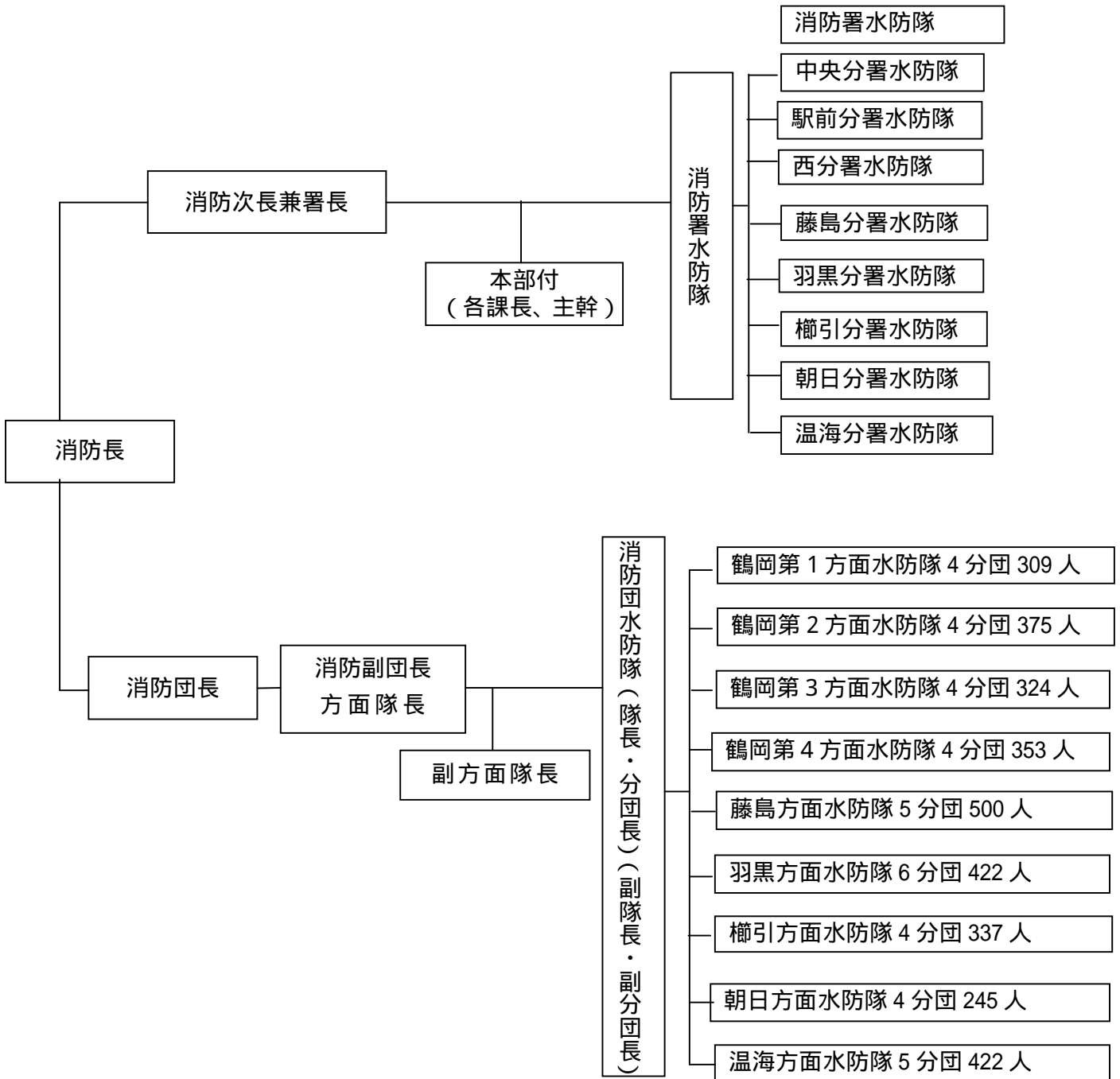
【水防組織図】



第3節

水防隊の構成及び任務分担

- 1 河川巡視等の情報連絡、水防作業等の実施活動等を行うために水防隊を設置する。
- 2 水防隊には、消防本部及び消防団の組織をもってこれに充てる。
- 3 水防隊の構成は、次のとおりとする。



- 4 水防隊の任務分担は、次によるものとする。
 - (1)河川・海岸の巡視、水位の観測並びに情報連絡に関すること。
 - (2)水防区域及び危険箇所の警戒並びに情報連絡に関すること。
 - (3)地区住民への警報、情報、避難の広報等に関すること。

- (4)水防資器材の調達に関する事。
- (5)水防作業の実施に関する事。
- (6)水害及び水防活動の状況、現場調査に関する事。
- (7)その他、特に命ぜられた事項

5 水防隊に関する事務は、消防本部警防課において行う。

第3章 水防非常配備計画

第1節 職員等の配備基準

洪水等の警戒・巡視及び水防活動等を遅滞なく遂行するため、鶴岡市地域防災計画（風水害・雪害対策編第3章第18節「水防活動」）に定める動員の体制区分により、職員は、所定の場所に参集するものとする。

第2節 消防団水防隊の配備基準

区分	配備内容	配備時期
準備体制	消防団水防隊は、地区詰所又は自宅にそれぞれ待機し、情報収集等を行う体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 鶴岡市に次の注意報のいずれかが発表され、水防管理者が必要と認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1)洪水注意報 (2)津波注意報 (3)高潮注意報 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。
注意体制	消防団水防隊は、適宜な人員をもって地区詰所に待機し、水防資機材の確認等を行い、出動に備える体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 鶴岡市に大雨、洪水、津波、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合、又は予報地点の河川の水位が水防団待機水位を超え、はん濫注意水位に達するおそれのある場合。 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。
警戒体制	相当数の人員をもって出動、警戒にあたり、水防の事態が生じた場合、そのまま活動できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 鶴岡市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)津波警報 (4)高潮警報 2 水防警報が発表されたとき。 3 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。

区分	配 備 内 容	配備時期
非常体制	各地区の水防隊全員をもって対応にあたり水防活動を行う体制とする。	1 鶴岡市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1)大津波警報 (2)大雨特別警報 (3)高潮特別警報 2 その他市の全域にわたって水害が発生するおそれがある場合、又は全域でなくともその被害が甚大と予想される場合において水防管理者が配備を指令したとき。 3 市の全域に予想されない重大な災害が発生したとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて体制をとる。		

第4章 指定河川及び水防区

第1節 指定河川等

市の指定河川等は、次のとおりである。

1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第2項）

河川名	区 域		延長（m）
赤 川	左岸	自 鶴岡市熊出字南俣 95 番の内 5 地先 至 海	33,016
	右岸	自 鶴岡市中野新田字村表 7 番地先 至 海	
内 川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	2,000
	右岸	自 鶴岡市大宝寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	

2 国土交通大臣指定河川〔（水防警報河川）法第16条第1項〕

河川名	区 域		延長（m）
赤 川	左岸	自 鶴岡市熊出字南俣 95 番の内 5 地先 至 海	33,016
	右岸	自 鶴岡市中野新田字村表 7 番地先 至 海	
内 川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	2,000
	右岸	自 鶴岡市大宝寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	

3 県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第11条第1項）

河川名	区 域		延長（m）
大 山 川	左岸	自 鶴岡市坂野下字坂下 26 番地先 至 酒田市広岡新田字道東 34 番地先	24,850
	右岸	自 鶴岡市東目字河倉 109 番地先 至 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼 133 番地先	

4 県知事指定河川〔（水防警報河川）法第16条第1項〕

河川名	区 域		延長（m）
大 山 川	左岸	自 鶴岡市坂野下字坂下 26 番地先 至 酒田市広岡新田字道東 34 番地先	24,850
	右岸	自 鶴岡市東目字河倉 109 番地先 至 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼 133 番地先	

5 県知事指定河川 [(水位情報周知河川) 水防法第 13 条第 2 項]

河川名	区 域		延長(m)
湯 尻 川	左岸	自 鶴岡市森片字前田 100 番の 1 地先 至 大山川への合流点	5,000
	右岸	自 鶴岡市森片字前田 79 番地の 1 地先 至 大山川への合流点	
藤 島 川	左岸	自 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先 至 京田川合流点	32,500
	右岸	自 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先 至 京田川合流点	
京 田 川	左岸	自 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区 43 林 班ろ小班地先 至 酒田市坂野辺新田字下割 14 の 3 地先	33,083
	右岸	自 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区 42 林 班ち小班地先 至 酒田市落野目字広野 7 番地先	
青龍寺川	左岸	自 鶴岡市板井川字片茎 67 番地の 12 番地先 至 赤川合流点	19,300
	右岸	自 鶴岡市板井川字片茎 69 番の 3 地先 至 赤川合流点	
黒 瀬 川	左右岸	自 鶴岡市羽黒町高寺字林崎 1 番地先の小黒川橋 至 藤島川交流点	9,300
内 川	左岸	自 鶴岡市下山添字一里塚 183 地先の丸岡方水路合流点 至 鶴岡市大宝寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端	7,076
	右岸	自 鶴岡市外内島字古川の丸岡放水水路合流点 至 鶴岡市大宝寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端	
赤 川	左岸	自 鶴岡市荒沢字狩籠 145 番地先 至 鶴岡市熊出字南俣 95 番の内 5 地先	16,900
	右岸	自 鶴岡市荒沢字岩屋平 12 番地先 至 鶴岡市中野新田字村表 7 番地先	
五 十 川	左岸	自 鶴岡市菅の代字川内 23 番地 至 河口	16,700
	右岸	自 鶴岡市菅の代字沢口 2 番地先 至 河口	
温 海 川	左岸	自 鶴岡市一霞字松之本 132 番の 2 地先 至 河口	10,900
	右岸	自 鶴岡市一霞字布滝 56 番の 29 地先 至 河口	
庄 内 小 国 川	左岸	自 鶴岡市越沢字聖台 53 番の 1 地先 至 河口	21,600
	右岸	自 鶴岡市越沢字槇代 49 番地先 至 河口	

河川名	区 域		延長(m)
鼠ヶ関川	左岸	自 鶴岡市関川字向 92 番地先 至 河口	15,700
	右岸	自 鶴岡市関川字向 90 番地先(入山橋) 至 河口	
三瀬川	左岸	自 鶴岡市三瀬字藤倉 16 番の 1 地先 至 河口	4,631
	右岸	自 鶴岡市三瀬字藤倉 16 番の 3 地先 至 河口	
倉沢川	左岸	自 鶴岡市倉沢字中向 104 番地先 至 赤川合流点	5,000
	右岸	自 鶴岡市倉沢字摩耶山 4 番地先 至 赤川合流点	

第 2 節	水防区
-------	-----

気象情報、水位並びに雨量等の通知が迅速確実に連絡され、また、水防員の応援、指導、水防資材の調達、輸送等の活動を容易ならしめるため水防区を設ける。

水防区	水防区所在地	電 話	県防災行政無線(電話)	水防担当区域 (主な河川及び海岸)
県庄内支部	庄内総合支庁(総務課) " (河川砂防課)	66-4791 66-5613	6870-120 6870-130	鶴岡市、酒田市及び東田川郡、飽海郡一円
鶴岡水防区	鶴岡市役所 藤島庁舎 羽黒庁舎 櫛引庁舎 朝日庁舎 温海庁舎	25-2111 64-2111 62-2111 57-2111 53-2111 43-2111	7730-801 7734-501 7735-501 7736-101 7738-101 7739-101	鶴岡市一円(赤川、大山川、内川、青龍寺川、藤島川、京田川、温海川、五十川、庄内小国川、鼠ヶ関川、鶴岡海岸、温海海岸)
三川水防区	三川町役場	66-3111	7737-101	三川町一円(赤川、大山川、藤島川、青龍寺川)
酒田水防区	酒田市役所 八幡総合支庁 松山総合支庁 平田総合支庁	22-5111 64-3111 62-2611 52-3111	7731-101 7741-101 7742-901 7743-501	酒田市一円(最上川、日向川、赤川、大山川、京田川、新井田川、相沢川、田沢川、荒瀬川、酒田海岸)

第3節

主要河川の水防連絡一覧

河川名	水防区所在地	電 話	県防災行政無線(電話)	水防担当区域 (主な河川及び海岸)
赤川(第1)	朝日庁舎	53-2111	7738-101	鶴岡市
赤川(第2)	櫛引庁舎	57-2111	7736-101	"
赤川(第3)	消防本部(通信指令課)	22-8321	7757-101	"
赤川(第4)	藤島庁舎	64-2111	7734-501	"
赤川(第5)	三川町役場	66-3111	7737-101	三川町
京田川(第1)	藤島庁舎	64-2111	7734-501	鶴岡市
京田川(第2)	庄内町立川支所	0234-56-2111	7732-901	庄内町
藤島川(第1)	藤島庁舎	64-2111	7734-501	鶴岡市
藤島川(第2)	三川町	66-2111	7737-101	三川町
大山川	本所	25-2111	7730-801	鶴岡市
温海川	} 温海庁舎	43-2111	7739-101	鶴岡市
五十川				
庄内小国川				
鼠ヶ関川				
温海海岸	} 本所	25-2111	7730-801	鶴岡市
鶴岡海岸				

第5章 水防施設

第1節 水防倉庫並びに水防資器材備蓄等

1 水防倉庫

水防活動に必要な資材等を常時備蓄するため、水防倉庫を設置する。

倉庫名	設置場所	坪数	設置年度	主な対象河川
1 櫛引倉庫	上山添字成田 21-4	10.5	S31	赤川
2 羽黒倉庫	荒川字前田元 84-4	10.0	S52	
3 斎藤川原倉庫	斎藤川原字間々下 88-8	10.0	S27	
4 切添倉庫	切添町 4-35(サライノ内)	12.0	S31	
5 藤島倉庫	藤島字山ノ前 41	3.0	H7	藤島川
6 小国倉庫	小国乙 34-3	5.0	H4	庄内小国川
7 山五十川倉庫	山五十川乙 225-2	6.0	H6	五十川
8 温海倉庫	温海戊 88	6.0	H7	温海川
9 楯川原倉庫	水沢字沢田 167-3	10.0	S37	大山川
10 田川倉庫	田川字中田 20-1	10.0	S39	
計		10棟		

2 水防倉庫の備蓄基準

水防倉庫 1 棟につき資器材の備蓄標準は次のとおりとする。

品名	形状寸法	呼称	数量	摘要
(器具)				
ペンチ等		丁	5	
鎌		〃	5	
鋸		〃	5	
なた又は斧等		〃	5	
掛矢		〃	8	
スコップ		〃	30	
ツルハ		〃	5	
縫針		〃	5	
小車		台	5	
(資材)				
フルコン又は麻袋		袋	1,000	
むしろ又はシート	大	枚	50	
縄		kg	40	
杉丸	長 3.6m 末口 9 cm	本	10	
木杭	長 1.8m 末口 6 cm	〃	100	
竹	長 3.5m 目通り 6 cm	〃	20	
鉄線	10 又は 8	〃	80	
鉄杭	長 1.2m 16 mm	〃	200	
塩ビ管	長 4.0m 10 ~ 15 cm	本	5	

注 1) ペンチ等とは、ペンチ、鉄線ハサミ類をいう。

2) 掛矢等とは、掛矢、鞆胴突、鉄製ハンマー類をいう。

3 水防資器材の調達

市は、備蓄する資器材等に不足が生じた場合、これを速やかに補給するため、業者等の協力体制を整えておくものとする。

4 運搬車両の確保

市は、資器材を緊急輸送するため、輸送業者の協力体制を整えておくものとする。

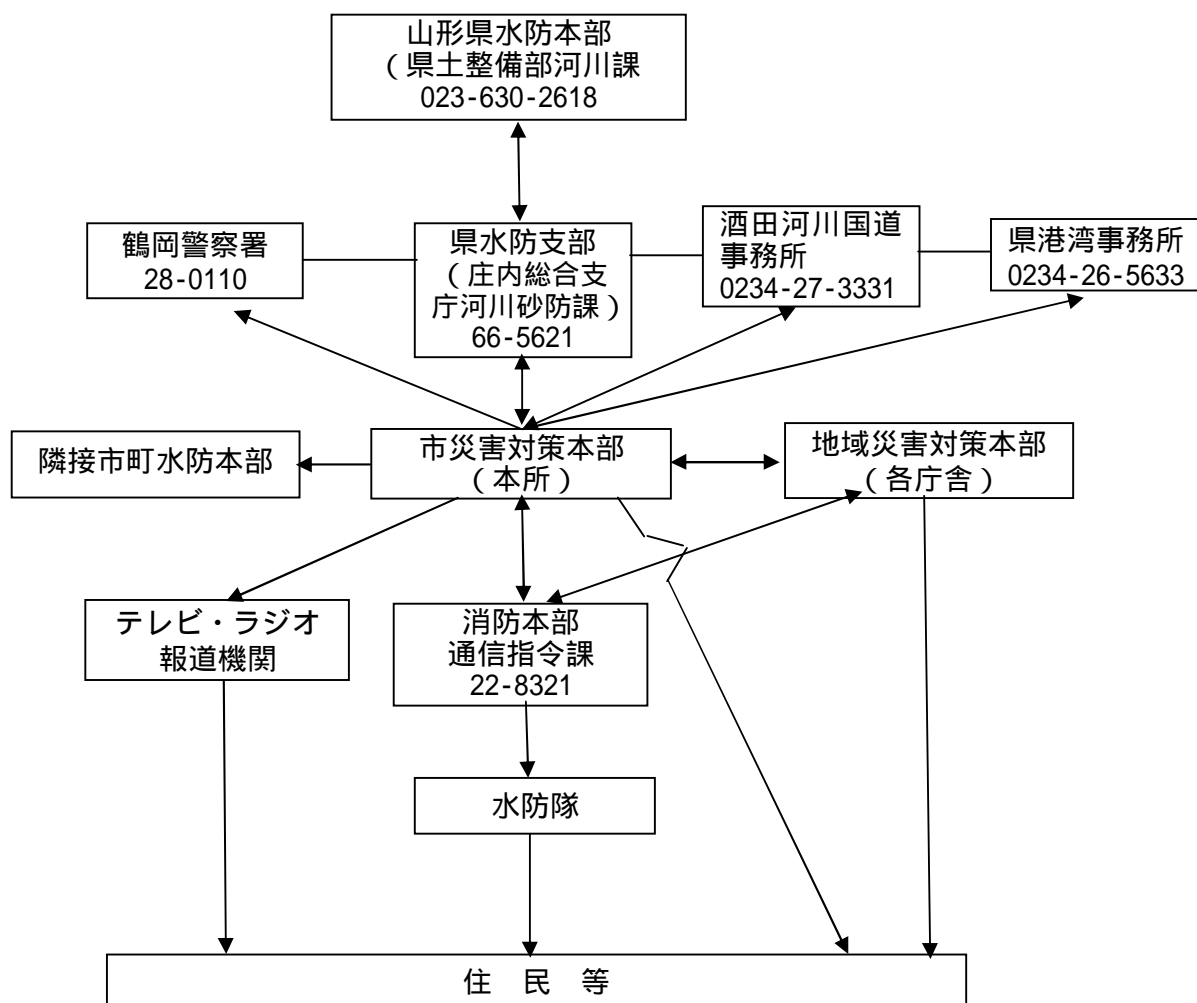
第6章 通信連絡

第1節 通報経路

1 通信経路

水防上緊急を要する通信については、概ね下図の連絡系統により、山形県水防支部（庄内総合支庁）及び関係機関に通報するものとする。

水防災害通報連絡系統図



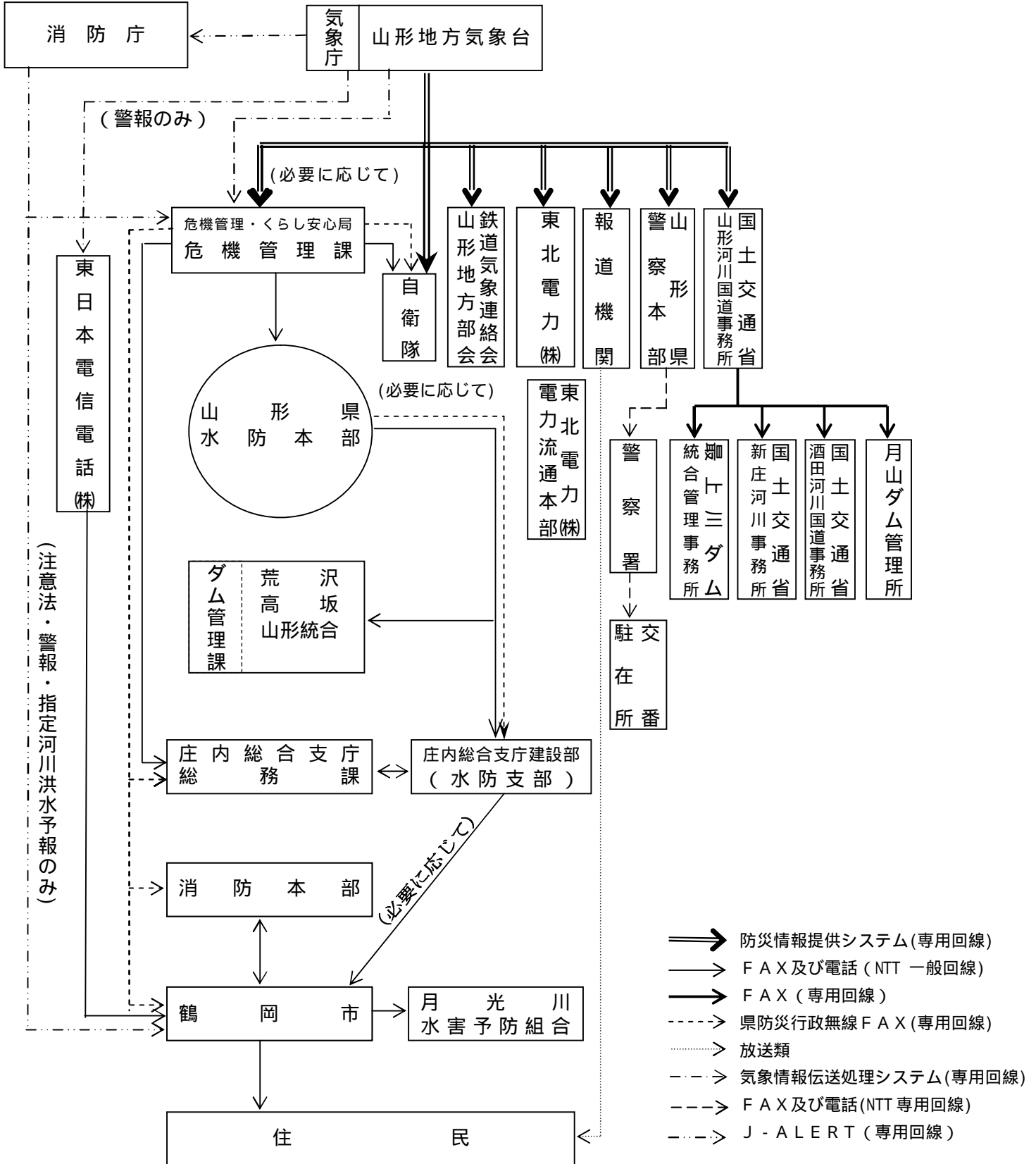
2 通信手段

- (1) 県水防支部との通信手段は、第1通信手段として県防災行政無線（ファックス・電話）、第2通信手段として公衆或いは加入電話又は非常電話とし、通信機器による通信が不通の場合は伝令による。
- (2) 市災害対策本部と地域対策本部との通信手段は、県防災行政無線のほか、市防災行政無線及び衛星携帯電話を活用するものとする。
- (3) 地域住民への周知として、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、広報車、口頭伝達、テレビ・ラジオ放送など、あらゆる通信手段を活用する。

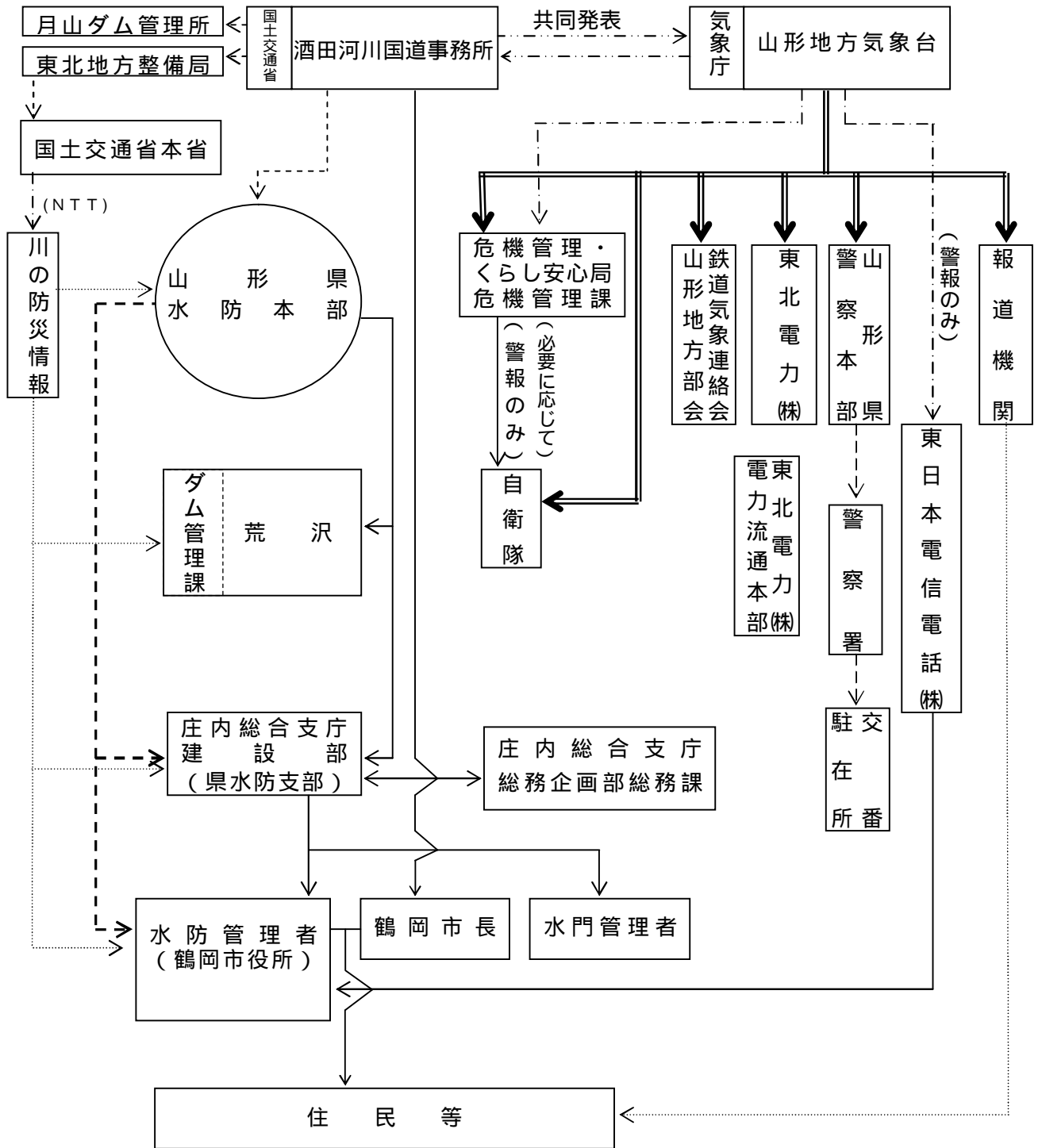
第2節

各種連絡系統図

(1)水防に関する気象情報連絡系統図

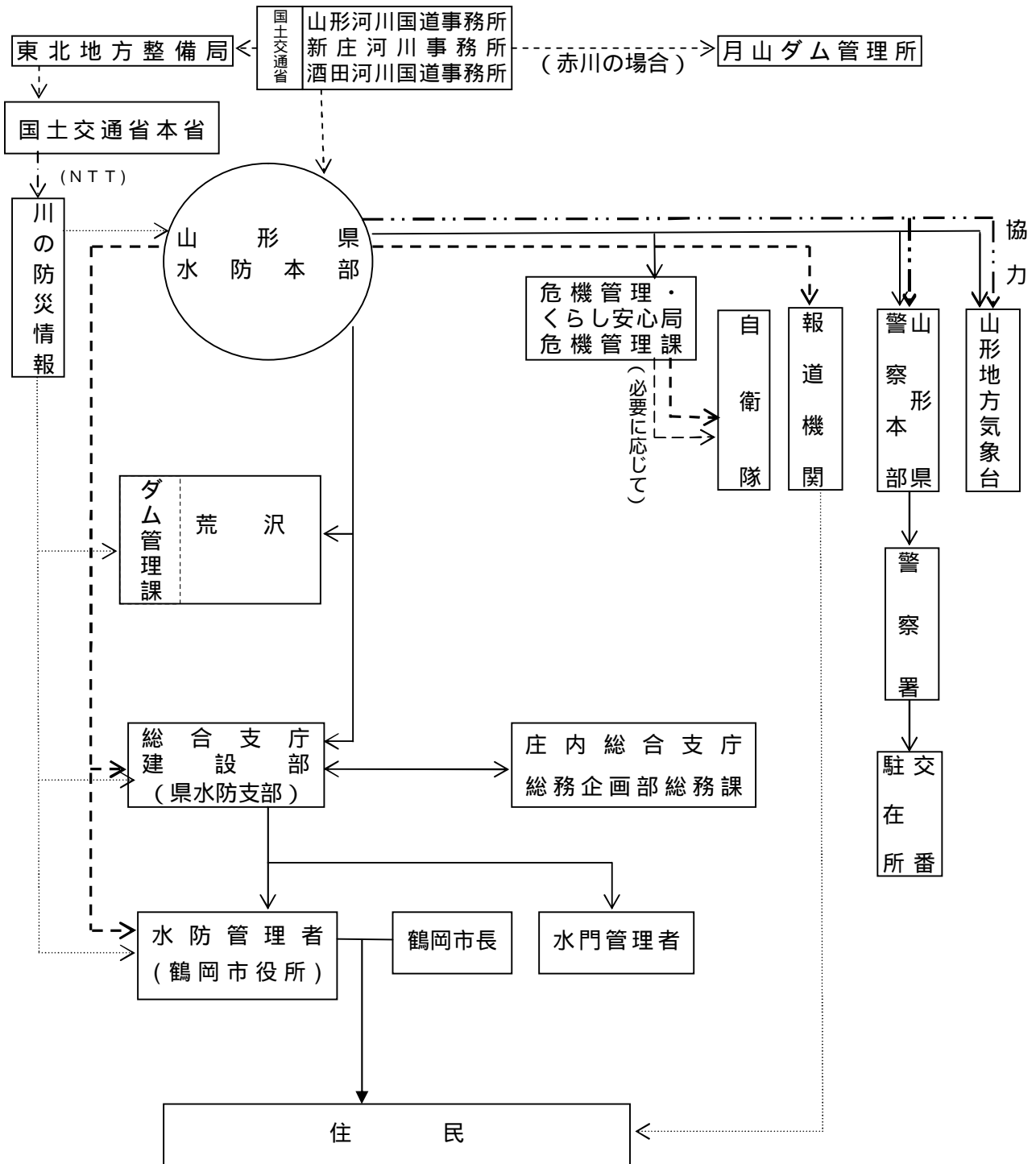


(3) 赤川水系洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）連絡系統図



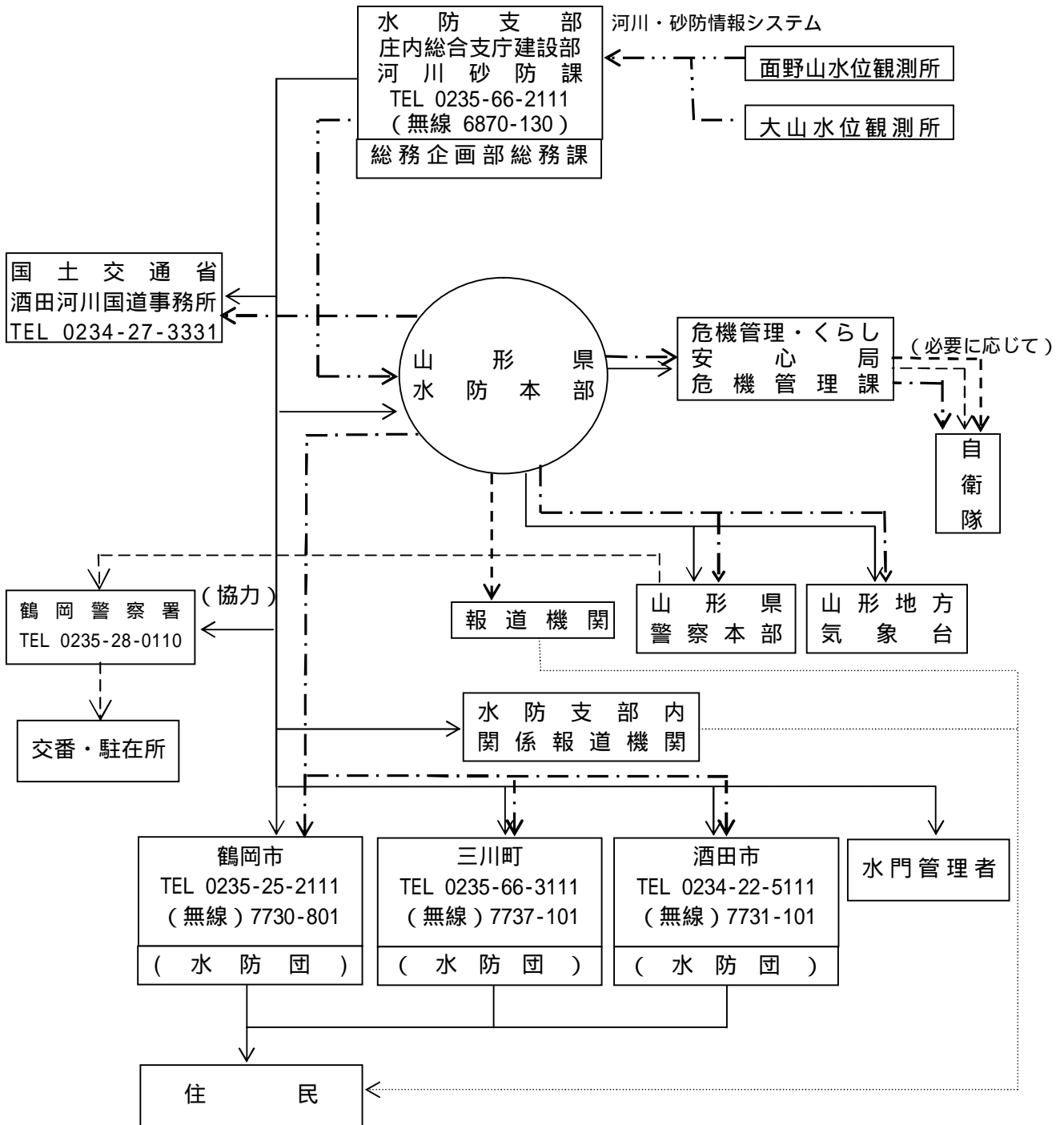
- > 国土交通省マイクロFAX及び電話(専用回線)
- ==> 防災情報提供システム(専用回線)
- > FAX及び電話(NTT一般回線)又は電子メール等
- > 県防災行政無線FAX(専用回線)
-> 放送類
- > 気象情報伝送処理システム(専用回線)
- > 情報処理システム(専用回線)
- > FAX及び電話(NTT専用回線)

(5) 赤川及び内川水防警報連絡系統図



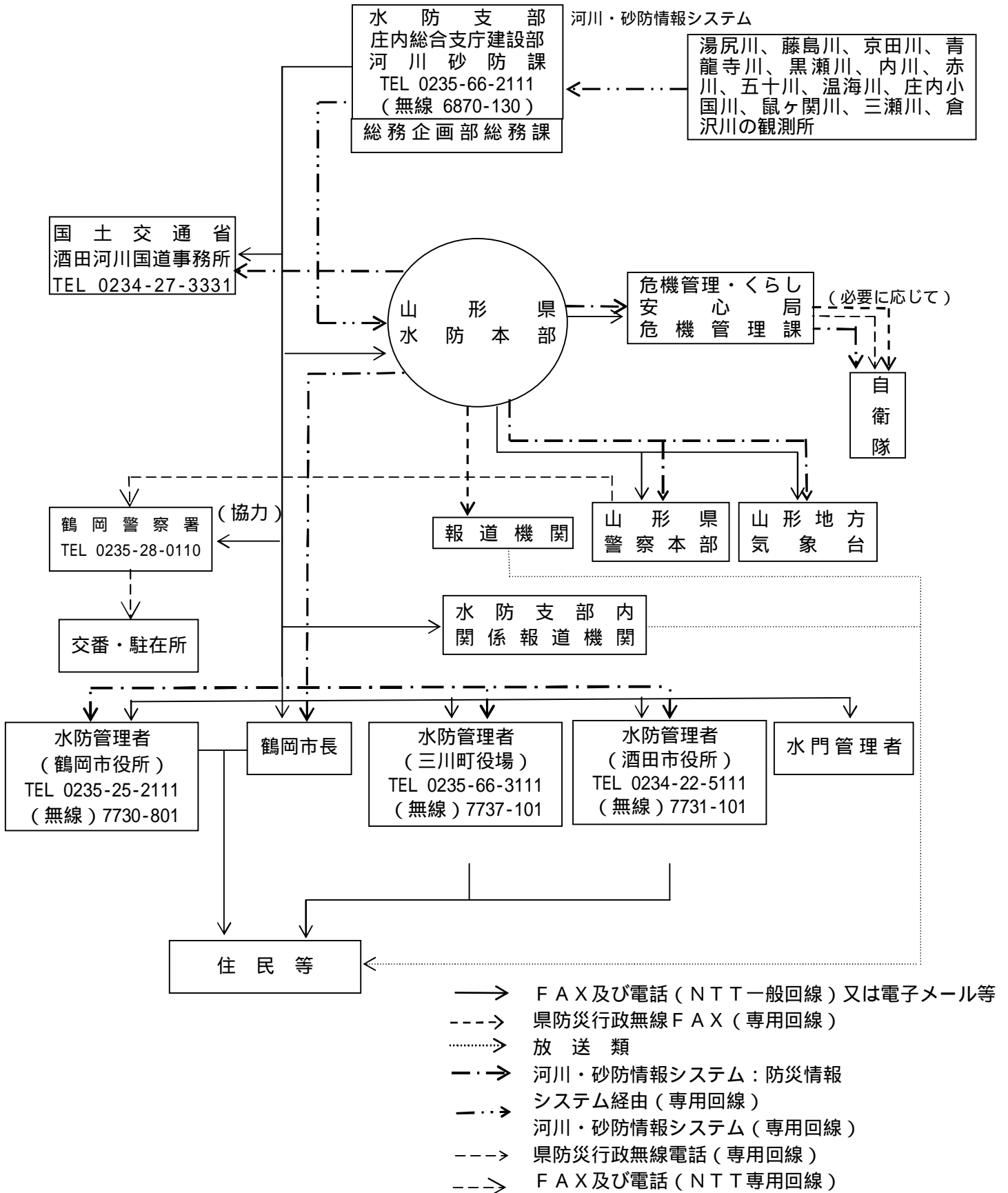
- > 国土交通省マイクロFAX及び電話(専用回線)
- > FAX及び電話(NTT一般回線)又は電子メール
- > 県防災行政無線FAX(専用回線)
-> 放送類
- > 専用回線
- ...> NTT FAX
- > 県防災行政無線電話(専用回線)

(6)大山川水防警報連絡系統図



- > FAX及び電話（NTT一般回線）
- > 県防災行政無線FAX（専用回線）
-> 放送類
- .-.-> 河川・砂防情報システム：防災情報システム経由（専用回線）
- .-.-> 河川・砂防情報システム（専用回線）
- > 県防災行政無線電話（専用回線）
- > FAX及び電話（NTT専用回線）

(7)湯尻川、藤島川、京田川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川はん濫警戒情報等〔避難判断水位（水防法第 13 条で規定される特別警戒水位）到達情報等〕連絡系統図

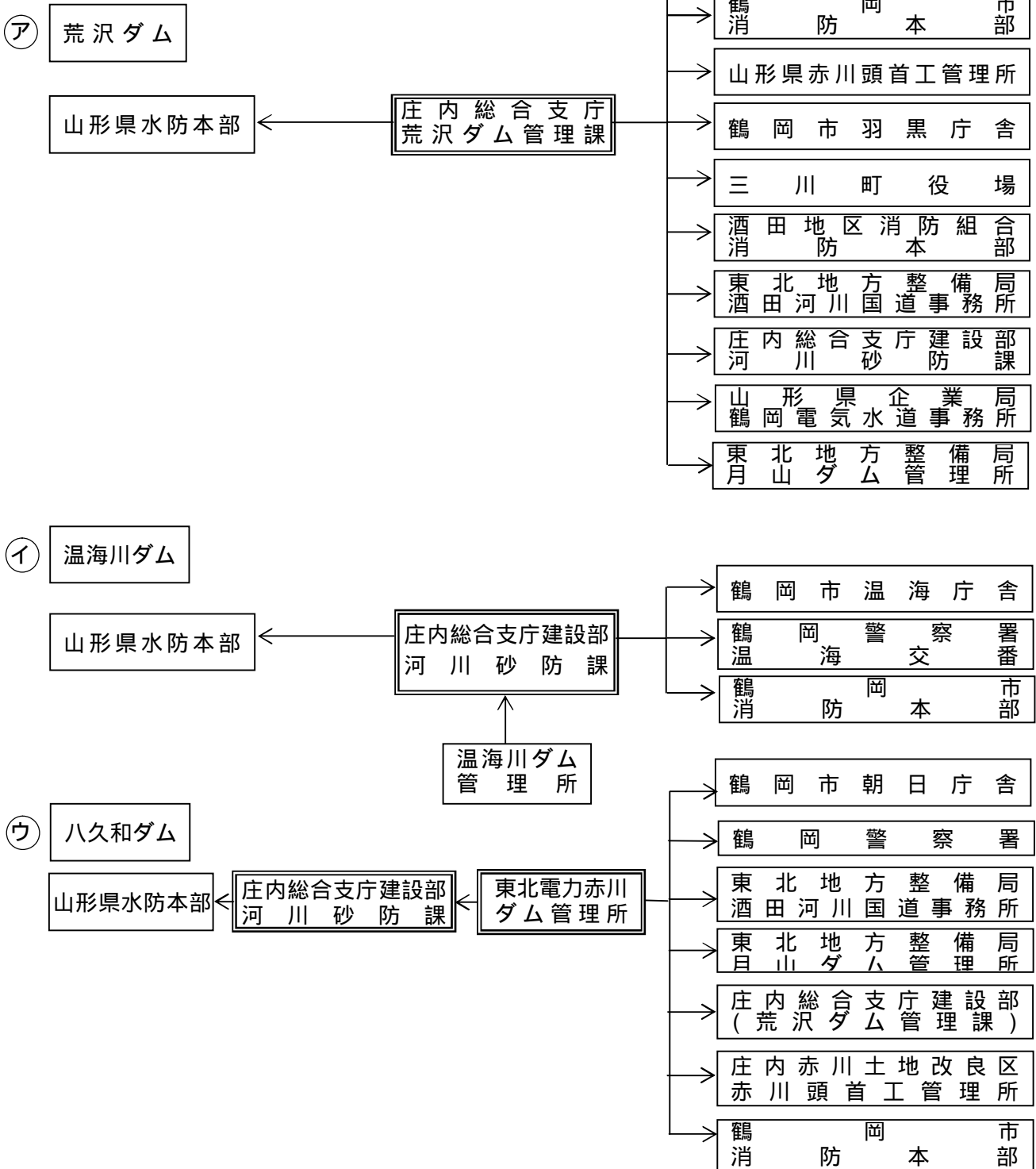


(8)ダム放流による通信連絡系統図

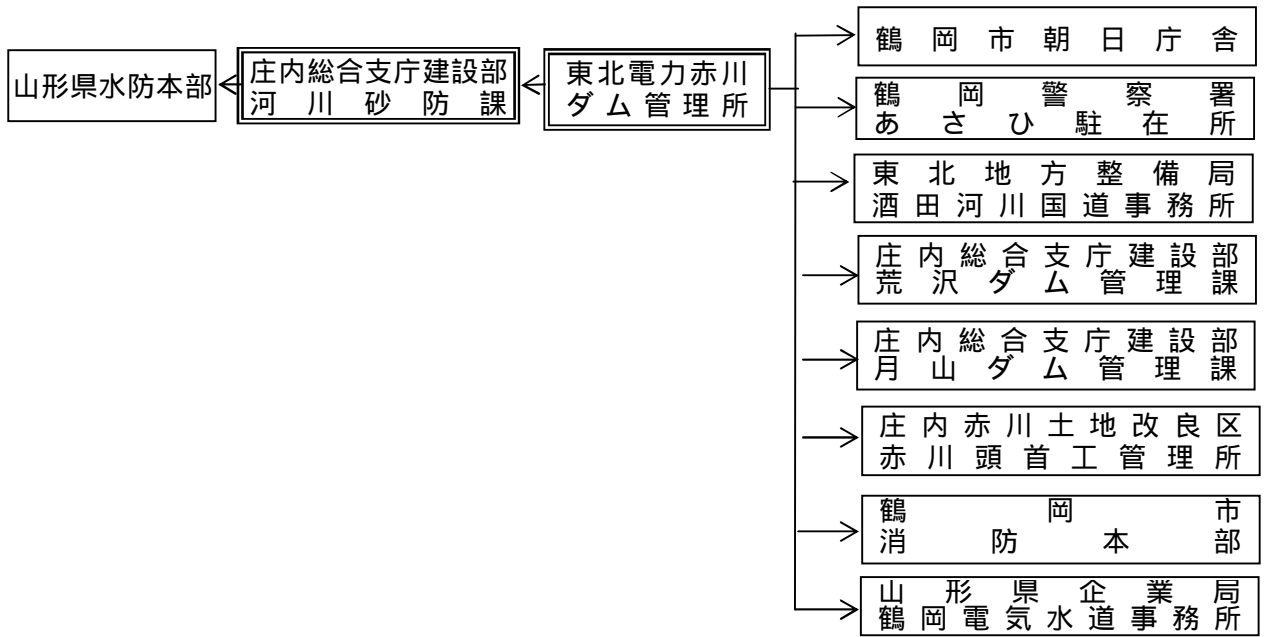
放流による通知の原則

ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、必要と認めるところに通知を行う。

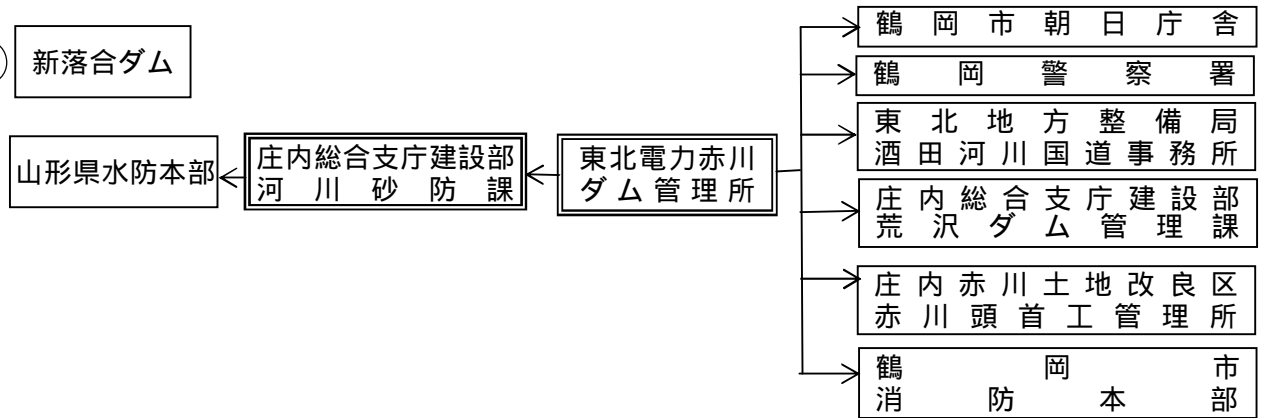
→ 電話又はNTT F A X又は電子メール
 [] 水防管理団体への通知担当機関を表す。

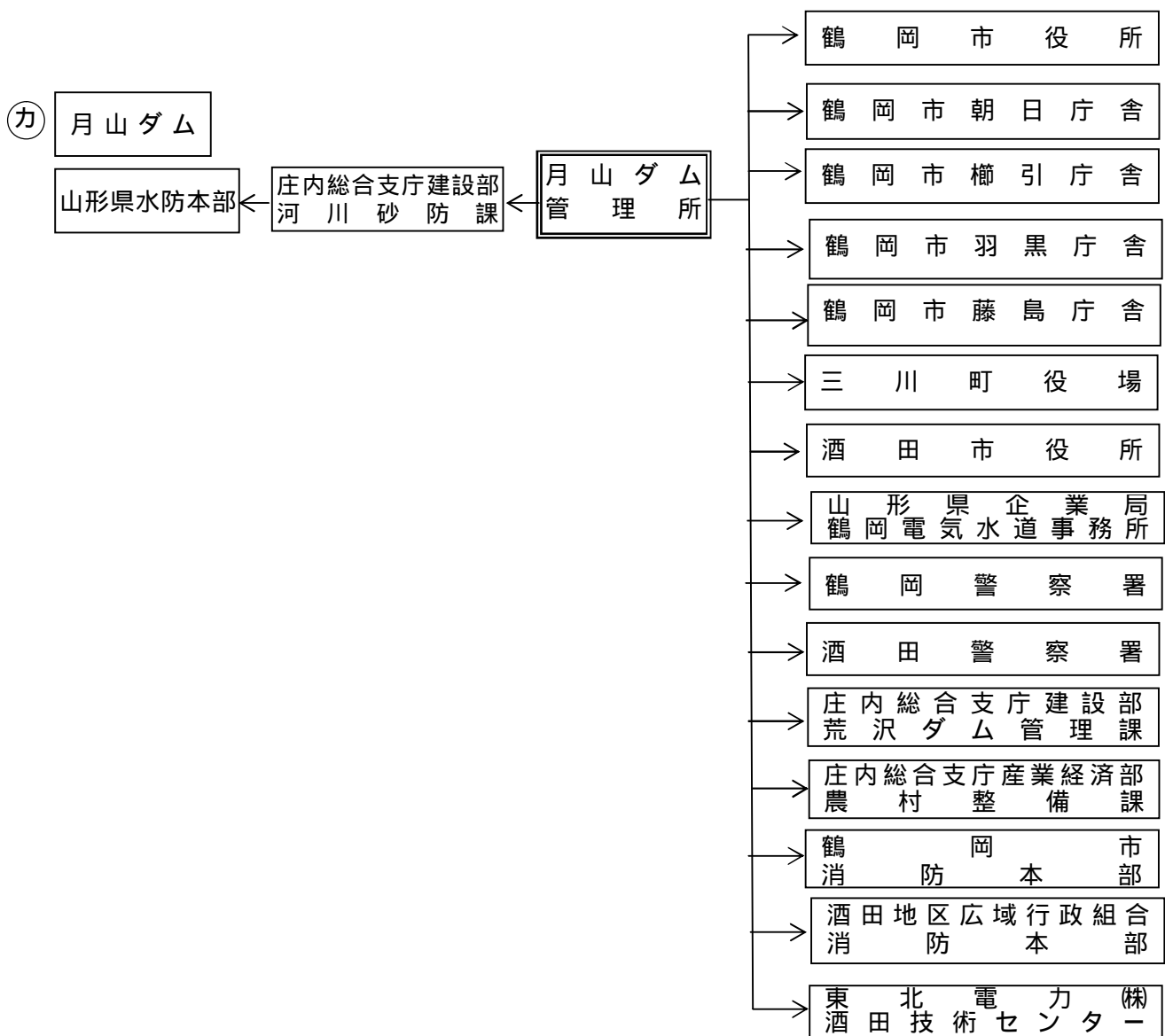


① 梵字川ダム



② 新落合ダム





第7章 予報及び警報とその措置

第1節 気象に関する予報及び警報

山形地方気象台長は、水防法第10条及び気象業務法第15条の規定に基づき、山形県内の水防上必要な予報及び警報を山形県知事（環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課）に通知する。

1 注意報、警報、特別警報の種類とその発表基準

山形地方気象台は、気象現象及び津波によって災害が起こるおそれがある場合に「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合に「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を発表する。

水防活動の利用に適合する水防活動用の注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は、設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と、対応する一般の利用に適合する水防活動上必要な注意報、警報の種類と発表基準、並びに注意警戒を喚起するために発表する気象情報の種類は、次のとおりである。

水防活動の 利用に 適合する 注意報 ・ 警報	一般利用 に適合 する注 意報・特 別警報	発表基準				
		水防活動 用気象注 意報	大雨注意 報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準のいずれかに達すると予想される場合		
		市町村等をまとめた地域	市町村	1時間雨量	土壌雨量指数	流域雨量指数
		庄内南部	鶴岡市	40 mm以上	76 以上	-
水防法用 洪水注意 報	洪水注意 報	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準にいずれかに達すると予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村	1時間雨量	土壌雨量指数	流域雨量指数
		庄内南部	鶴岡市	40 mm以上	-	京田川流域=8 以上 藤島川流域=9 以上 梵字川流域=16 以上
	融雪注意 報	融雪によって浸水等の災害が発生するおそれがあると予想される場合				
水防活動 用津波注 意報	津波注意 報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合				

水防活動の 利用に 適する 注意報 警報	一般利用 に適合 する注 意報・特 別警報	発表基準				
水防活動 用水防警 報	大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準のいずれかに達すると予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村	1時間雨量	土壌雨量指数	流域雨量指数
		庄内南部	鶴岡市	60 mm以上	101 以上	-
水防活動 用洪水警 報	洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準のいずれかに達すると予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村	1時間雨量	土壌雨量指数	流域雨量指数
		庄内南部	鶴岡市	60 mm以上	-	京田川流域=12 以上 藤島川流域=11 以上 梵字川流域=20 以上
水防活動 用高潮注 意報・警 報	高潮注 意報・警 報	台風等による異常な海面の上昇によって災害が発生するおそれがあると予想 される場合は注意報、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合は警 報 具体的には、次の基準に達すると予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		
				警 報	注意報	
		庄内南部	鶴岡市	1.5m	1.0m	
	波浪注 意報・警 報	(注意報) 高い波によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、有義波高が 3m 以上になると予想される場合 (警報) 高い波によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、有義波高が 6m 以上になると予想される場合				
水防活動 用津波警 報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合				
	大津波警 報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合 (大津波警報を特別警 報に位置づける。)				
水防活動 用気象警 報	大雨特別 警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しく は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想さ れる場合				
水防活動 用高潮警 報	高潮特別 警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想さ れる場合				
	波浪特別 警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想さ れる場合				

水の活用・活動に 利便性・注意 の注意警報	一般利用 に適合す る注意・特 別警報	発表基準
気象情報		<p>台風の影響や大雨等が予想される場合に、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表する気象情報の種類は、次のとおり。</p> <p>予告的情報 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、注意報・警報等を未だ行うに至らない場合などに警報や注意報に先立ち、24時間前から2～3日先まで予想される現象について注意を喚起する場合</p> <p>補完的情報 顕著な現象が切迫している場合、若しくは発現して注意報・警報が発表されている状況において、注意報・警報を補完するために防災上の警戒事項等を解説する場合</p> <p>記録的短時間大雨情報 大雨警報が発表されている状況において、数年に一度程度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測、若しくは、解析した場合（山形県の発表基準：1時間雨量が100mm以上）</p> <p>土砂災害警戒情報 大雨警報が発表されている状況において、大雨によりさらに土砂災害の危険性が高まった場合に、土砂災害に警戒を要する市町村名を特定し、山形県と山形地方気象台が共同して発表する。</p>

（注1） 注意報、警報、特別警報の発表は、災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

（注2） 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報及び警報の基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

<参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

第2節	洪水予報
-----	------

本市における国土交通大臣及び山形県知事が指定した河川及び区域については、国土交通省酒田河川国道事務所、山形県庄内総合支庁と気象庁山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する。また、洪水予報を行った場合、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、水防管理者である市に通知する。（水防法第10条）

1 注意情報及び警報情報に該当する条件

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	はん濫注意情報	次表の予報基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
洪水警報	はん濫警戒情報	次表の予報基準地点の水位が、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、又は、はん濫危険水位（危険水位）を超える洪水となるおそれがあるとき。
洪水警報	はん濫危険情報	次表の予報基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
洪水警報	はん濫発生情報	予報区間において、はん濫が発生したとき。

2 予報基準となる河川の水位観測所

所管	洪水予報名	観測所名	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	はん濫危険水位 （危険水位）
酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	3.00m	4.20m	4.50m
		羽黒橋	3.00m	3.90m	4.60m
	内川	羽黒橋	3.00m	3.90m	4.60m
山形県 庄内総合支庁	大山川	大山	3.10m	3.90m	4.70m
		面野山	3.70m	4.50m	5.30m

第3節 水防警報

1 国土交通大臣の発する水防警報（水防法第16条）

(1) 水防警報の対象とする河川の水位観測所

所管	河川名	観測所名	河口からの 距離 (km)	水防団待機水 位(指定水位) (m)	はん濫注意水 位(警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危険水 位(危険水位) (m)
酒田河 川国道 事務所	赤川	熊出	29.6	2.10	3.00	4.20	4.50
		羽黒橋	18.0	2.00	3.00	3.90	4.60
	内川	羽黒橋	18.0	2.00	3.00	3.90	4.60

：合流点からの距離

(2) 水防警報発表者

河川名	発表機関	責任者	官職
赤川 (支川 内川等含む。)	酒田河川国道事務所	事務所長	国土交通技官

(3) 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	水防団の足留を行うもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出動	消防団の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等によりはん濫注意水位（警戒水位）を超え又は超えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

但し、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

所管	河川名	水位観測所名	待機	準備	出動	解除	情報
酒田河川国道事務所	赤川	熊出	上流の降雨・水位状況により、待機の必要があると認められるとき。	水防団待機水位（2.10m）に達し、はん濫注意水位（3.00m）を上回ると予想され、準備の必要があると認められるとき。	はん濫注意水位（3.00m）を超え又は超えるおそれがあり、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認められるとき。	はん濫注意水位を下回り再び増水のおそれがないと思われるとき。	水防活動に必要であると認められるとき。
		羽黒橋	〃	〃 （2.00m） 〃 （3.00m） 〃	〃 （3.00m） 〃	〃	〃
	内川	羽黒橋	〃	〃 （2.00m） 〃 （3.00m） 〃	〃 （3.00m） 〃	〃	〃

(5) 水防警報通報担当者及び受報者

河川名	水位観測所	通報担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘 要
赤 川	熊 出	酒田河川国道事務所調査第一課長	山形県県土整備部河川課長	鶴岡市	無 線 電 話 及び市内電話	河川課電話番号 023-630- 2611～2620
	羽黒橋	〃	〃	鶴岡市 三川町	〃	〃
内 川	羽黒橋	〃	〃	鶴岡市	〃	〃

(6) 水防警報河川及びその区域

河川名	水位観測所	水防管理団体及び区域			摘 要
		水 防 管理団体	区 域	距 離	
赤川	熊 出	鶴岡市	左右岸 名川橋から黒川橋まで	左岸 7.4km 右岸	
	羽黒橋	鶴岡市 三川町	左岸 黒川橋から湯野沢まで 右岸 黒川橋から蛾眉橋まで	左岸 10.3km 右岸 9.0km	
内川	羽黒橋	鶴岡市	左右岸 赤川合流点から西三川橋まで	左岸 2.0km 右岸	

(7) 発表形式

河川名	警 報	発表番号	種 別	発表日時分	発表機関
赤 川 (支川 内川含む。)	水防警報	第 号	待 機	年月日 時 分	酒田河川 国道事務所
	〃	〃	準 備	〃	〃
	〃	〃	出 動	〃	〃
	〃	〃	解 除	〃	〃

2 知事の発する水防警報（水防法第16条）

(1) 水防警報の対象とする河川の水位観測所

所 管	河川名	水 位 観測所名	河 口 又 は 合流点より の 距 離 (km)	水 防 団 待機水位 (指定水位) (m)	は ん 濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避 難 判断水位 (特別警戒水位) (m)	は ん 濫 危険水位 (危険水位) (m)
庄内総合支庁 河川砂防課	大山川	大 山	13.5	1.60	3.10	3.90	4.70
		面野山	7.4	2.30	3.70	4.50	5.30

(2) 水防警報発表者（知事）

支部水防長（庄内総合支庁建設部長）

(3) 水防警報の段階と範囲（知事）

警報の段階

第一段階 準備 …… 水防団員の出勤に対する準備体制をとり、水防器材の整備点検水門開閉の準備を通知するもの。

第二段階 出勤 …… 水防団員の出勤を通知するもの。

第三段階 解除 …… 水防活動の終了を通知するもの。

(4) 各対象量水標の範囲

所管	河川名	水位観測所名	待機	準備	出勤	解除	情報	その他 特に必要な事項
庄内総合支庁 河川砂防課	大山川	大山	行わない	水位 1.60m に達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。	水位 3.10m に達しさらに増水のおそれがあるとき。	水防作業の必要がなくなったとき。	水防活動に必要であると認められたとき。	特殊構造物（水門、樋門）の閉鎖について状況に応じて行う。
		面野山	〃	〃 2.30m 〃	〃 3.70m 〃	〃	〃	〃

(5) 水防警報通報担当者及び受報者

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘要
大山川	大山 面野山	庄内総合支庁 建設部長	山形県土整備部 河川課長	鶴岡市 酒田市 三川町	県防災行政無線 又は電話	

(6) 発表形式（知事）

河川名	警報	発表番号	種別	発表日時分	発表機関
大山川	水防警報	第 号	待機	年月日 時 分	庄内総合支庁 建設部長
			準備		
			出勤		
			解除		

本文の形式は、国土交通大臣の発する水防警報に準ずる。

第4節 水位情報の通知及び周知

本市に、国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所がなく、知事が行う水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位情報について庄内総合支庁建設部長が発表する。また、知事は、発表を行った場合、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、水防管理者である市に通知する。

1 知事が行う水位情報の通知及び周知（水防法第13条）

(1)水防情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

所管	河川名	水位観測所	観測場所	河口又は合流点よりの距離（km）	水防団待機水位（指定水位）（m）	はん濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（特別警戒水位）（m）	はん濫危険水位（危険水位）（m）
庄内総合支庁河川砂防課	湯尻川	湯尻川	矢馳	2.8	1.10	1.70	2.10	2.60
	藤島川	藤島	藤島	9.5	2.00	3.00	3.50	4.20
	京田川	三和	三和	20.2	1.80	2.40	2.80	3.30
	青龍寺川	高坂	高坂	10.6	1.20	1.40	1.50	1.90
	黒瀬川	黒瀬川	羽黒町富沢	2.6	1.10	1.70	2.30	2.80
	内川（新内川）	内川	大東町	3.2	1.50	1.90	2.60	3.00
	赤川	笹目橋	本郷	38.4	2.00	3.20	3.70	4.40
	五十川	五十川	五十川	0.4	0.80	1.70	2.10	2.60
	温海川	湯温海	湯温海	2.7	0.60	1.00	1.20	1.50
	庄内小国川	大岩川	大岩川	0.2	1.50	2.00	2.50	2.90
	鼠ヶ関川	小名部	小名部	8.3	1.70	2.00	2.30	2.60
		鼠ヶ関	鼠ヶ関	0.3	1.30	1.90	2.60	3.10
	三瀬川	三瀬川	三瀬	0.6	1.00	1.70	2.20	2.70
倉沢川	倉沢川	倉沢	0.2	1.10	1.50	1.80	2.30	

(2)通報担当者及び受報

河川名	水位観測所	通報担当者	受報担当者	周知市町村	連絡方法	摘要
湯尻川	湯尻川	庄内総合支庁建設部長	山形県県土整備部河川課長	鶴岡市	県防災行政無線、FAX又は電話	
藤島川	藤島	〃	〃	鶴岡市、酒田市庄内町、三川町	〃	
京田川	三和	〃	〃	鶴岡市、庄内町	〃	
	三川落合	〃	〃	鶴岡市、酒田市庄内町、三川町	〃	
青龍寺川	高坂	〃	〃	鶴岡市、三川町	〃	
黒瀬川	黒瀬川	〃	〃	鶴岡市	〃	
内川（新内川）	内川	〃	〃	鶴岡市	〃	

河川名	水位観測所	通報担当者	受報担当者	周知市町村	連絡方法	摘要
赤川	笹目橋	〃	〃	鶴岡市	〃	
五十川	五十川	〃	〃	鶴岡市	〃	
温海川	湯温海	〃	〃	鶴岡市	〃	
庄内小国川	大岩川	〃	〃	鶴岡市	〃	
鼠ヶ関川	小名部	〃	〃	鶴岡市	〃	
	鼠ヶ関	〃	〃	鶴岡市	〃	
三瀬川	三瀬川	〃	〃	鶴岡市	〃	
倉沢川	倉沢川	〃	〃	鶴岡市	〃	

(3)避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）設定河川及びその区域

河川名	水位観測所	周知市町村及び区域			距離	摘要
		周知市町村	区域			
湯尻川	湯尻川	鶴岡市	左岸 鶴岡市森片字前田100番の1地先から大山川の合流点まで 右岸 鶴岡市森片同字79番の1地先から大山川の合流点まで	左岸 5.0km 右岸		
藤島川	藤島	鶴岡市酒田市庄内町三川町	左岸 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先から京田川合流点まで 右岸 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先から京田川合流点まで	左岸 32.5km 右岸		
京田川	三和	鶴岡市庄内町	左岸 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先から 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先まで 右岸 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区42林班ち小班地先から 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先まで	左岸 20.9km 右岸		
京田川	三川落合	鶴岡市酒田市庄内町三川町	左岸 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先から藤島川合流点まで 右岸 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先から藤島川合流点まで	左岸 5.6km 右岸		
青龍寺川	高坂	鶴岡市三川町	左岸 鶴岡市板井川字片莖67番の12地先から赤川への合流点 右岸 鶴岡市板井川字片莖69番の3地先から赤川への合流点	左岸 19.3km 右岸		
黒瀬川	黒瀬川	鶴岡市	左右岸 鶴岡市羽黒町高寺字林崎1番地先の黒川橋から藤島川への合流点	左岸 9.3km 右岸		
内川	内川(新内川)	鶴岡市	左岸 鶴岡市下山添字一里塚183地先の丸岡分水路合流点から 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端まで 右岸 鶴岡市外内島字古川の丸岡分水路合流点から 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端まで	左岸 7.08km 右岸		

河川名	水位観測所	周知市町村及び区域			摘要
		周知市町村	区 域	距離	
赤 川	朝日落合	鶴岡市	左岸 鶴岡市荒沢字狩籠 145 番地先から 鶴岡市熊出字南俣 95 番の内 5 地先まで 右岸 鶴岡市荒沢字岩屋平 12 番地先 鶴岡市中野新田字村東 7 番地先	左岸 16.9km 右岸	
五 十 川	五十川	鶴岡市	左岸 鶴岡市菅の代字川内 23 番地先から 河口部まで 右岸 鶴岡市菅の代字沢口 2 番地先から 河口部まで	左岸 16.7km 右岸	
温 海 川	湯温海	鶴岡市	左岸 鶴岡市一霞字松之本 132 番の 2 地先から 河口部まで 右岸 鶴岡市一霞字布滝 56 番の 29 地先から 河口部まで	左岸 16.7km 右岸	
庄 内 小 国 川	大岩川	鶴岡市	左岸 鶴岡市越沢字聖台 53 番の 1 地先から 河口部まで 右岸 鶴岡市越沢字模代 49 番地先から 河口部まで	左岸 21.6km 右岸	
鼠ヶ関川	小名部	鶴岡市	左岸 鶴岡市関川字向 92 番地先から 鶴岡市小名部字柱谷まで 右岸 鶴岡市関川字向 90 番地先（入山橋）から 鶴岡市小名部字角間台 300 番の 1 地先（鍋倉橋） まで	左岸 11.1km 右岸	
鼠ヶ関川	鼠ヶ関	鶴岡市	左岸 鶴岡市小名部字柱谷から 河口部まで 右岸 鶴岡市小名部字角間台 300 番の 1 地先（鍋倉橋） から 河口部まで	左岸 4.6km 右岸	
三 瀬 川	三瀬川	鶴岡市	左岸 鶴岡市三瀬字藤倉 16 番の 1 地先から 河口部まで 右岸 鶴岡市三瀬字藤倉 16 番の 3 地先から 河口部まで	左岸 4.6km 右岸	
倉 沢 川	倉沢川	鶴岡市	左岸 鶴岡市倉沢字中向 104 番地先から 赤川への合流点まで 右岸 鶴岡市倉沢字摩耶山 4 番地先から 赤川への合流点まで	左岸 5.0km 右岸	

第 8 章 水位等の観測

第 1 節 雨量観測

本市区域内の雨量観測については、第 6 章第 2 節の連絡系統図(1)により山形県、気象庁及び国土交通省の観測値が、山形県河川・砂防情報システムにより情報提供される。

水防管理団体である市は、必要があると認めた場合その内容を一般に周知する。

観測所	所在地	観測の 種 類	観測の 種 目	河川名	所 管
大 山	大山 1-20	テレメーター	降水量	大 山 川	山 形 県
面 野 山	面野山鶴の瀬	テレメーター	降水量	大 山 川	山 形 県
鶴 岡	錦町 21	地域気象	4 要素	赤 川	気 象 庁
高 坂	高坂字杉ヶ沢 46	テレメーター	降水量	青龍寺川	山 形 県
添 川	添川字新地 315	テレメーター	降水量	京 田 川	山 形 県
上野新田	羽黒町上野新田字段之松 8	テレメーター	降水量	今 野 川	山 形 県
羽 黒 山	羽黒町手向字羽黒山 120-11	テレメーター	降水量	立谷沢川	国土交通省
櫛 引	桂荒俣字上桂 89	地域気象	降水量・積雪	赤 川	気 象 庁
大 針	大針中村 50	テレメーター	降水量	最 上 川	国土交通省
田 麦 俣	田麦俣字扇平 60-2,60-3	テレメーター	降水量	梵 字 川	国土交通省
湯 殿 山	田麦俣	テレメーター	降水量	梵 字 川	国土交通省
月 山 ダム	上名川	テレメーター	降水量	梵 字 川	国土交通省
荒 沢 ダム	荒沢字狩籠 78	テレメーター	降水量	赤 川	山 形 県
荒 沢	荒沢字狩籠 145	地域気象	降水量	赤 川	気 象 庁
皿 淵	大鳥字深谷現国有林 113 林班～小班	テレメーター	降水量	赤 川	山 形 県
枅 形	大鳥字枅形 1	テレメーター	降水量	鯉 沢	山 形 県
蘇 岡	大鳥字蘇岡 1-9	テレメーター	降水量	赤 川	山 形 県
鼠 ヶ 関	鼠ヶ関字横路 620	地域気象	4 要素	鼠ヶ関川	気 象 庁
小 名 部	小名部字上浜田 137-3	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山 形 県
関 川	関川字向 11	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山 形 県
小 国	小国字田尻 2-6	テレメーター	降水量	小 国 川	山 形 県
越 沢	越沢字越沢 45	テレメーター	降水量	小 国 川	山 形 県
温 海 支 所	湯温海字湯之尻 521-1	自 記	降水量	温 海 川	山 形 県
温海川ダム	一霞字布滝 56-29	テレメーター	降水量	温 海 川	山 形 県
温 海 川	温海川字中小屋 181-5	テレメーター	降水量	温 海 川	山 形 県
五 十 川	五十川山之脇 183-2	テレメーター	降水量	五 十 川	山 形 県
山 五 十 川	五十川甲 475-1	テレメーター	降水量	五 十 川	山 形 県
戸 沢	戸沢字東俣 167	テレメーター	降水量	五 十 川	山 形 県
菅 野 代	菅野代字宮下 3-1	テレメーター	降水量	五 十 川	山 形 県

観測の種別（4要素：風向風速、気温、降水量、日照時間）

第2節

水位観測

市は、気象等の状況により洪水、高潮等のおそれがあると認めた場合、地域防災計画に基づく動員体制の下に、河川・砂防情報システムを確認するとともに巡視の体制をとる。

1 国の水位観測所

山形県河川・砂防情報システムにより情報提供されている市所在の国の水位観測所

所管	河川名	観測所名	水防団 待機水位 (指定水位) (m)	はん濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水 位) (m)	はん濫 危険水位 (m)	はん濫 危険水位 (計画高水位) (m)
国土交通 省酒田河 川国道事 務所	赤川	熊出	2.10	3.00	4.20	4.50	6.12
		黒川橋	1.40	2.50			3.92
		羽黒橋	2.00	3.00	3.90	4.60	6.90
		笹目橋	2.00	3.20	3.70	4.40	4.40

2 県の水位観測所

所管	河川名	観測所名	水防団 待機水位 (指定水位) (m)	はん濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水 位) (m)	はん濫 危険水位 (m)
庄内総合支庁 河川砂防課	京田川	三和	1.80	2.40	2.80	3.30
	藤島川	藤島	2.00	3.00	3.50	4.20
	大山川	大山	1.60	3.10	3.90	4.70
	大山川	面野山	2.30	3.70	4.50	5.30
	五十川	五十川	0.80	1.70	2.10	2.60
	庄内 小国川	大岩川	1.50	2.00	2.50	2.90
	鼠ヶ関川	小名部	1.70	2.00	2.30	2.60
	青龍寺川	丸岡				
	湯尻川	湯尻川	1.1	1.7	2.1	2.6
	青龍寺川	高坂	1.2	1.4	1.5	1.9
	内川	内川	1.5	1.9	2.6	3
	黒瀬川	黒瀬川	1.1	1.7	2.3	2.8
	三瀬川	三瀬川	1	1.7	2.2	2.7
	鼠ヶ関川	鼠ヶ関	1.3	1.9	2.6	3.1
	倉沢川	倉沢川	1.1	1.5	1.8	2.3
庄内総合支庁 河川砂防課	温海川	湯温海	0.60	1.00	1.20	1.50
庄内総合支庁 荒沢ダム管理課	西大鳥川	寿岡				
	赤川	熊出	2.10	3.00	4.20	5.00
	赤川	蘇岡				
	赤川	朝日 落合	2.00	3.20	3.70	4.40

3 港湾及び漁港の観測

地方港湾	県管理漁港	市管理漁港
加茂港、鼠ヶ関港	由良漁港、小波渡漁港、 堅苔沢漁港、米子漁港	油戸漁港、三瀬漁港、鈴漁港、暮坪漁港、温福 漁港、大岩川漁港、小岩川漁港、早田漁港

第9章 水防活動

第1節 巡視及び警戒等

1 巡視

水防管理者又は消防長及び消防団長（以下「水防隊本部長」という。）は、常に気象通報に注意し、はん濫警戒注意情報が出た場合、その他高潮等のおそれがあると認めた場合は、管轄水防隊に対し、区域内の河川、港湾、海岸堤防等を巡視警戒するよう指示するとともに、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川、港湾、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条）

2 警戒

担当水防隊は、水防警報が発令された場合、現在工事中の箇所、重要水防箇所、既往災害箇所及びその他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに水防隊本部長又は水防隊長に報告するものとする。

- (1) 堤防斜面居住地側（裏法）の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ。
- (2) 堤防斜面川側（表法）で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ。
- (3) 堤防の上面（天端）の亀裂又は沈下。
- (4) 堤防から水があふれる状況。
- (5) 排水・取水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合。
- (6) 橋梁その他の構造物との取付部の異常。

なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて対応するものとする。

3 報告及び水防作業

水防管理者又は水防隊本部長は、危険と認められる箇所の報告を受けた場合は、直ちに県水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

第2節	水防隊の出動
-----	--------

1 警戒配置

水防管理者又は水防隊本部長は、「第3章水防非常配備計画」に定める警戒体制に達した場合に、水防隊に出動命令を発令し水防活動に従事させるものとする。

2 出動の区域・区分

出動の区域、区分、時期及び待機等の具体的事項は、水防管理者又は水防隊本部長がこれを指示する。

3 水防隊隊長の指揮

担当水防隊長は、水防管理者又は水防隊本部長より特に出動の命令がない場合でも、その担当区域内に水害の発生するおそれがあると認めた場合は、必要な隊員を招集して警戒にあたらせ又は待機を命じ、その他水防資材の点検準備をするなど機宜の措置をとり、その状況を水防隊本部長に報告しなければならない。

第3節	水防作業
-----	------

1 巡回等

出動した水防隊は、担当水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常箇所を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに状況を水防隊本部に報告するものとする。

2 規律の統制

水防作業は、指揮者の指示に従い規律統制ある団体行動の下に資材、機材を活用し迅速確実に行わなければならない。

第4節	決壊・漏水等の通報及び災害発生時の処理
-----	---------------------

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊した場合、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生した場合は、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を河川、港湾、海岸堤防等の管理者、山形県水防支部（庄内総合支庁建設部）及びはん濫する方面の隣接水防管理者等に通報するものとする。（法第25条）

また、水防管理者は、次の場合直ちに山形県水防支部（庄内総合支庁建設部）に報告するものとする。

- (1) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (2) 水防隊が出動したとき。

(3) 水防作業を開始したとき。

2 災害発生時の処理

堤防、溜池、樋門又は角落し等が決壊した場合、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生した場合は、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は、出来る限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。(法第26条)

この場合、水防管理者は、直ちに次の措置を講じなければならない。

- (1) 居住者に対する立ち退きの指示及び避難誘導等（水防信号第4信号の発信）
- (2) 河川、港湾、海岸堤防等の管理者、山形県水防支部（庄内総合支庁建設部）及びはん濫する方面の隣接水防管理者並びに警察署への急報。

第5節	水防信号及び標識
------------	-----------------

1 水防信号

市は、県が定めた水防信号を一般に周知させるための措置を講じなければならない。

- (1) 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

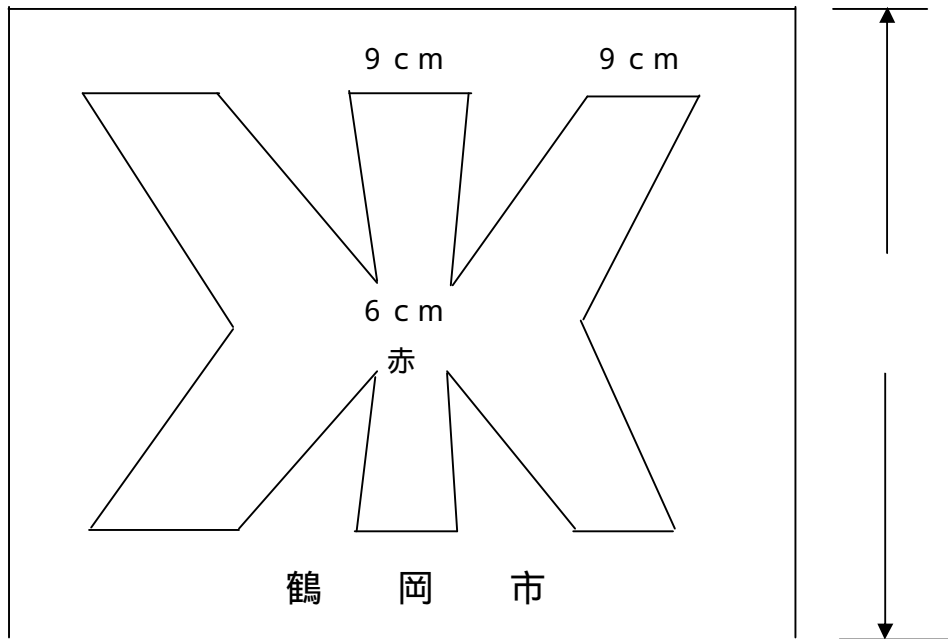
なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて水防信号を次の方法によって発信する。

警 鐘 信 号		サイレン信号		
第1信号	休止 休止 休止	休止 (約5秒) 約15秒	休止 (約5秒) 約15秒	休止 (約5秒)
第2信号	- - - - -	休止 (約5秒) 約6秒	休止 (約5秒) 約6秒	休止 (約5秒)
第3信号	- - - - -	休止 (約10秒) 約5秒	休止 (約10秒) 約5秒	休止 (約10秒)
第4信号	乱打	(1分)	(約5秒)	(1分)
備 考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去った場合は、口頭伝達により周知させるものとする。			

2 優先通行標識

水防法第18条に規定する車両の標識は、次の図のとおりする。（昭和24.9.5県告示386号）

標 旗



3 身分証明

水防法第 49 条の規定により、必要な土地に立ち入る場合は身分証明を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

備考

本証を携帯する者は、次の規則を遵守しなければならない。

- (1)本証は、水防法第 49 条第 2 項による土地立入証である。
- (2)記名以外の者の使用を禁ずる。
- (3)本証の身分を失った場合は、速やかに本証を返還する。
- (4)本証記載事項に異動があった場合は、速やかに証正を受けること。
- (5)本証の有効期限は、交付の日より 1 ヶ月とする。

第 6 節	水防解除
-------	------

水防管理者は、水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防活動の必要がないと判断した場合は、水防を解除し、その旨を所轄県水防支部及び関係機関に通報するとともに一般に周知するものとする。

第 7 節	水防てん末報告
-------	---------

水防管理者は、水防終末後直ちに被害箇所ごとに次の事項を取りまとめ、別表様式により、水防支部長（庄内総合支庁建設部長）を経て、知事に報告しなければならない。

- (1) 気象及び洪水増減の状況
- (2) 警戒出動及び解散命令日時
- (3) 水防隊員及び消防機関に属する者の出動時刻並びに人員
- (4) 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用水防資材の種類及び員数並びにその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第 28 条の規定による公用負担を命じた種類、数量及び使用場所
- (8) 応援の状況
- (9) 現場指揮者の職氏名
- (10) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (11) 水防関係者の死傷の有無及びその状況
- (12) 殊勲者の職氏名及びその功績
- (13) 事後の水防につき考慮を要する点等があればその要旨及び所見
- (14) 障害物を処分した種別、数量、その事由及び除却の場所
- (15) 土地を一時使用した場合は、その場所及び所有者氏名とその理由
- (16) 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合は、その場所及び損害状況
- (17) 水防に要した経費

第 10 章 住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への応援要請

第 1 節 住民の水防活動

水防管理者は、水防活動の実施にあたっては、地域住民自治組織、自主防災組織、事業者等と連携を図り、水防のため止むを得ない必要がある場合は、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 2 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体である市が行う水防のための活動に次の協力をを行う。(河川法第 22 条の 3)

- (1) 河川に関する情報(水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の画像、ヘリ巡視の画像)の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集、及び情報及び資料を提供するための現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- (6) 水防活動の記録(大臣管理区間における河川巡視等による状況記録)及び広報

(法第 24 条)

第 3 節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認める場合は、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

(法第 22 条)

第 4 節 他の水防管理団体の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある場合は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めるものとする。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(法第 23 条)

第 5 節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、自衛隊の派遣が必要な場合、県水防支部長(庄内総合支庁長)と協議の上、県知事(危機管理・くらし安心局危機管理課)を通じて陸上自衛隊第 6 師団に対して協力要請を行うものとする。

自衛隊派遣要請の手続き、派遣要請連絡窓口等は、「鶴岡市地域防災計画風水害・雪害対策編第 3 章第 3 節自衛隊派遣の要請・受け入れ体制」のとおりとする。

第 1 1 章 公用負担

第 1 節 公用負担権限

水防のため、緊急の必要がある場合は、水防管理者、消防長又は消防団長は、水防法第 28 条の規定に基づき水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹林その他の資材を使用し若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

第 2 節 公用負担命令権限書・公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防長又は消防団長であって、その委任を受けた者は、次の公用負担命令権限書を携行し必要がある場合はこれを示すものとする。

また、公用負担を命ずる権限を行使する場合は、原則として次の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

公用負担命令権限書

職氏名

上記の者に、鶴岡市の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証する。

年 月 日

鶴岡市長

印

公用負担命令書

目的物 種類、員数
負担の内容 使用、収容、処分等

年 月 日

鶴岡市長

取扱者職氏名

様

第3節	報 告
-----	-----

前記による公用負担を命ずる権限行使した場合は、その責任者より次の事項を水防本部に報告しなければならない。

- (1)目的物、種類、員数
- (2)所有者又は管理者の住所氏名
- (3)行使年月日

第4節	損失補償
-----	------

水防管理団体は、公用負担権限の行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 1 2 章 避難情報等の提供

第 1 節 避難のための立ち退きの指示

1 避難の指示

水防管理者は、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められる場合は、危険区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。

2 警察署長への通知

水防管理者は、立ち退きを指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
(法第 29 条)

第 2 節 避難所の開設及び場所

1 避難所の開設

水防管理者は、大雨・洪水警報等が発令された場合、若しくは突発的な災害が発生した場合において、人命に危険が予想され避難の必要があると認められる地域について、速やかに避難所を開設し、避難者の受入体制に万全を期さなければならない。

2 避難所の場所

避難所は、鶴岡市洪水ハザードマップ等に記載された予め指定された避難所、又は、状況に応じて指定された以外の公共施設も使用するものとする。

第 3 節 避難の周知徹底

1 避難の周知

水防管理者は、避難の勧告や指示を発令する場合には、避難をする理由、避難先、避難経路及び避難上の注意事項を住民に周知徹底させ、避難の円滑化を図るものとする。

2 周知の方法

水防管理者は、避難の勧告や指示を発令する場合、防災行政無線、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車、口頭その他の方法により速やかに伝達するものとする。

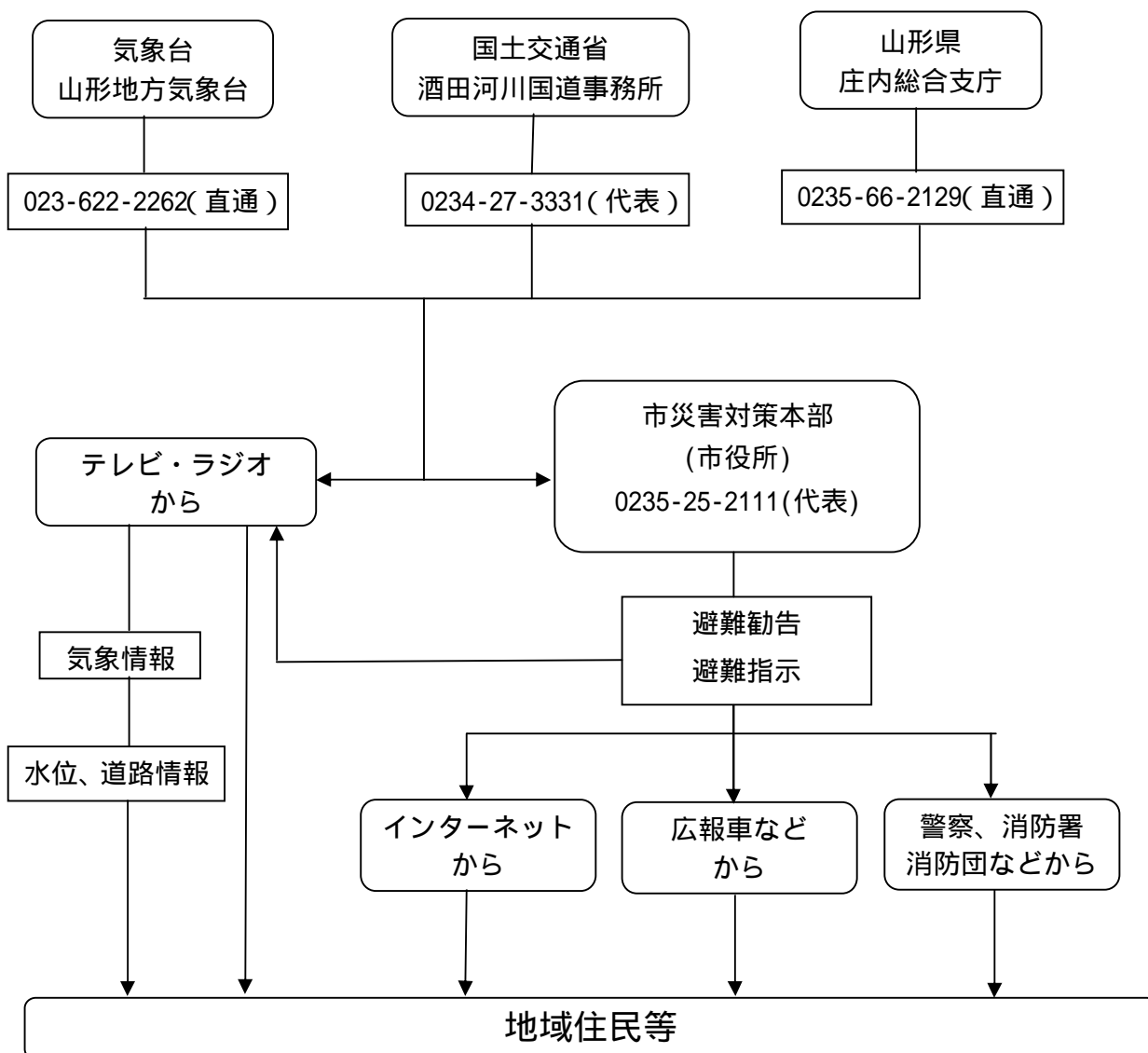
第 4 節 洪水ハザードマップ作成の推進

市は、地域の水害に伴う危険度の周知や、災害時に住民が自ら迅速かつ安全に避難行動を行うことができるように、河川の浸水想定区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、必要な情報提供の推進を図るものとする。

第13章 浸水想定区域における避難確保のための措置

第1節 洪水予報等の伝達

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保する措置としての洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法については、下記のとおりとする。



第2節 避難場所及び災害時要援護者施設

浸水想定区域ごとの避難場所、及び高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者が利用する施設は、資料編に示す。

1 地域防災計画へ定める事項

市は、水防法第15条第1項の規定に基づき、浸水想定区域ごとの次に掲げる事項について、地域防災計画に定めるものとする。

- (1)洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法
- (2)避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3)浸水想定区域内に次の施設がある場合の施設の名称及び所在地

災害時要援護者施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。（以下において同じ。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設

大規模な工場その他の施設（の施設を除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる施設

2 災害時要援護者施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条の3の規定に基づき、地域防災計画に定めた災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、迅速な避難の確保のための自衛水防組織を置くように努め、これらの措置を行った場合は市に報告し公表するものとする。

3 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条の4の規定に基づき、地域防災計画に定めた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市に報告し公表するものとする。また、浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛消防組織を置くように努めるものとする。

4 浸水想定区域の避難確保

市は、水防法第15条第3項に基づき、浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水ハザードマップ等の配布などの措置を講じなければならない。

第 1 4 章 水防訓練

第 1 節 水防訓練

市は、出水や高潮の災害を未然に防止するための水防技術を練磨し水防工法を習得するため、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施するものとする。(水防法第 32 条の 2)

第 2 節 水防訓練実施報告

水防訓練の実施にあたっては、下記の事項を県水防本部に報告する。

- (1) 気象、出水の想定概況
- (2) 水防訓練開始の日時及び終了の日時
- (3) 水防訓練実施箇所(水系 川 岸 市 字 番地先 m)
- (4) 出勤人員概数(消防団 人 その他 人)
- (5) 作業概況
- (6) その他

第 15 章 重要水防箇所

第 1 節 重要水防箇所評定基準

1 河川関係

山形県

種 別	重 要 度		要注意区間
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)	
堤防高	既往洪水流量（年 1～2 回程度）に対し、堤防高が低く余裕高がないため、度々はん濫の実績があり、最も危険な箇所	既往洪水流量（年 1～2 回程度）に対し、余裕高が小さくはん濫の実績もあり、危険な箇所	
堤防断面	堤防断面が上下流に比し、概ね 1/2 以下であり、既往洪水流量に対し最も危険な箇所	堤防断面が上下流に比し、既往洪水流量に対し部分的に狭く 危険な箇所	
法崩れすべり	過去に堤防斜面が崩れたことがあり、まだその対策が十分でない箇所	過去に堤防斜面が崩れたことはないが、崩れる可能性が高い箇所、またその対策が十分でない箇所	
漏水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が十分でない箇所	漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防があること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水のおそれがある箇所	
水洗 衝掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、護岸・根固等が洗掘を受け、危険が予想される箇所	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れとは言えないが、一部洗掘を受けている箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が洪水流量に対し、余裕高が取れない箇所		
無 堤	溢水により、社会的経済的に重大な被害が予想される箇所（周辺の保全対象が主として人家等である場合）	溢水により、社会的経済的に大きな被害が予想される箇所（周辺の保全対象が主として耕地等である場合）	
破堤跡（堤防の決壊跡）			過去に堤防が決壊したことがある箇所、このような箇所は地質が脆弱であることが多く対策終了後も要注意区間とする。
旧川跡			以前は川だが現在では堤防となっている箇所、このような箇所は地質が脆弱であることが多く、対策終了後も要注意区間とする。

種 別	重要度		要注意区間
	水防上最も重要な区間（A）	水防上重要な区間（B）	
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所 法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が暫定施工の箇所	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水 洗 衝 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川填断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本境に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で建造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 間			陸間が設置されている箇所

2 海岸関係

危険度評定基準

山形県

種別	区分	重要度	
		最も重要な区域（A）	次に重要な区域（B）
堤防高		既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する地区
漏水箇所		堤防より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分あるもの	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの
水衝箇所		護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの	護岸が不完全と考えられるもの
洗掘		堤脚又は覆岸の根囲が洗掘しているもの 消波等が破損して危険が予想される場合	堤脚前面が洗掘の危険がある場合
堤体の強度		施工してから年数が経ち全体的に破損又は過去に大きな破損の実績のあるもの	施工してから年数が経ち堤体に破損があるもの

第2節	重要水防箇所
-----	--------

重要水防箇所は、資料編に示す。

【資料編】

1 避難場所

浸水想定区域内における居住者等の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難場所

(1) 鶴岡地域における赤川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所（収容避難場所）		
	施設名	所在地	電話番号
第一学区	朝暘第一小学校	文園町 2-1	22-0441
	鶴岡第三中学校	城南町 25-1	22-2793
	第一学区コミュニティ防災センター	文園町 1-63	25-1615
	小真木原総合体育館	小真木原町 2-1	25-8131
	朝暘武道館	小真木原町 2-1	29-1346
	鶴岡工業高等学校	家中新町 8-1	22-5505
第二学区	朝暘第二小学校	東原町 25-1	22-7755
	鶴岡第三中学校	城南町 25-1	22-2793
	鶴岡南高等学校	若葉町 26-31	22-0061
	第二学区コミュニティ防災センター	昭和町 11-22	24-8032
第三学区	朝暘第三小学校	新形町 17-24	22-0318
	鶴岡北高等学校	若葉町 16-23	22-2262
	鶴岡工業高等学校	家中新町 8-1	22-5505
	勤労者会館	泉町 8-57	25-2548
	鶴岡中央高等学校	大宝寺字日本国 410	25-5723
	県立高等学校共用体育館	新形町 16-20	22-5505 鶴工
第四学区	鶴岡養護学校	大塚町 5-44	24-5959
	朝暘第四小学校	柳田字田中 28-1	22-8343
	鶴岡第四中学校	小真木原町 3-1	24-7330
第五学区	第四学区コミュニティセンター	稻生一丁目 10-80	24-4789
	鶴岡第二中学校	宝田二丁目 8-34	22-8323
第六学区	鶴岡中央高等学校	大宝寺字日本国 410	25-5723
	朝暘第六小学校	淀川町 9-70	24-2290
	鶴岡養護学校	大塚町 5-44	24-5959
	鶴岡第一中学校	道田町 1-82	22-0530
斎地区	第六学区コミュニティ防災センター	みどり町 22-28	22-5346
	斎小学校	我老林字野中川原 51	22-1566
京田地区	黄金小学校	青龍寺字北内 48	22-5742
	京田小学校	高田字下村 104	22-0763
栄地区	京田コミュニティ防災センター	高田字下村 336-1	22-0762
	栄小学校	播磨字若松 51-1	29-2202
西郷地区	西郷小学校	下川字樋渡 100	76-2307

(2) 鶴岡地域における大山川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所 (収容避難場所)		
	施設名	所在地	電話番号
田川地区	田川小学校	田川字高田 9	35-2392
	田川コミュニティセンター	田川字中川原 6-1	35-2003
上郷地区	上郷小学校	みずほ 33-3	35-2641
	上郷コミュニティセンター	みずほ 49-1	35-2001
大泉地区	大泉小学校	白山字西野 148	22-0794
	農村センター	矢馳字上矢馳 258	22-0798
大山地区	大山小学校	大山二丁目 20-1	33-2570
	鶴岡第五中学校		33-2222
	大山コミュニティセンター	友江町 23-71	33-3213
京田地区	京田小学校	高田字下村 104	22-0763
	京田コミュニティ防災センター	高田字下村 336-1	22-0762
栄地区	栄小学校	播磨字若松 51-1	29-2202
	栄コミュニティ防災センター	播磨字若松 95-1	29-2105
西郷地区	西郷小学校	下川字樋渡 100	76-2307
	西郷地区農村活性化センター	下川字龍花 1-1	76-2301

(3) 鶴岡地域における三瀬川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所 (収容避難場所)		
	施設名	所在地	電話番号
三瀬地区	三瀬小学校	三瀬字菖蒲田 88-1	73-2012
	豊浦中学校	三瀬字横町 33-2	73-2028
	三瀬コミュニティセンター	三瀬字堅田 138-8	73-2001

(4) 藤島地域における赤川、藤島川、京田川及び黒瀬川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所 (収容避難場所)		
	施設名	所在地	電話番号
藤 島 (藤島川・京田川)	駅前町内会館	上藤島字備中下 3-2	-
	藤島小学校	藤の花二丁目 1-1	64-2156
	藤島地区地域活動センター	藤島字笹花 73	64-2162
	藤島体育館	藤の花一丁目 1-1	64-2143
	藤島ふれあいセンター	藤島字古楯跡 94-1	64-3100
東 栄 (京田川)	東栄小学校	川尻字町上 15-1	64-2159
	東栄地区地域活動センター	蛸井興屋字水尻 26-1	64-2123
	添川集落センター	添川字池苗代 62-1	64-3544
長沼・八栄島 (藤島川・京田川)	長沼小学校	長沼字宮前 163	64-2158
	八栄島地区地域活動センター	八色木字西野 102	64-2121
渡 前 (黒瀬川)	渡前小学校	渡前字中屋敷 1	64-2160
	渡前地区地域活動センター	渡前字中屋敷 28	64-2120
	泉地区公民館	羽黒町荒川字谷地堰 11-1	62-4303

(5) 羽黒地域における赤川、藤島川及び黒瀬川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所（収容避難場所）		
	施設名	所在地	電話番号
広瀬 （赤川）	広瀬地区公民館	羽黒町後田字下田元 237	62-2129
	羽黒第三小学校	羽黒町後田字下田元 9	62-2165
	渡前地区地域活動センター	渡前字中屋敷 28	64-2120
	渡前小学校	渡前字中屋敷 1	64-2160
広瀬 （黒瀬川）	広瀬地区公民館	羽黒町後田字下田元 237	62-2129
	羽黒第三小学校	羽黒町後田字下田元 9	62-2165
泉 （藤島川（今野川））	泉地区公民館	羽黒町荒川字谷地堰 11-1	62-4303
	羽黒中学校	羽黒町荒川字宮東 28-1	62-2100
	羽黒体育センター	羽黒町荒川字前田元 67-2	62-2111
泉 （藤島川（笹川））	羽黒第二小学校	羽黒町荒川字花沢 4	62-2148
	いずみ保育園	羽黒町市野山字山王林 11	62-2153

(6) 櫛引地域、朝日地域における赤川、青龍寺川、内川及び水無川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所（収容避難場所）		
	施設名	所在地	電話番号
東学区 （赤川）	櫛引東小学校	黒川字小在家 90	57-2105
西学区 （赤川・内川 ・青龍寺川）	櫛引中学校	上山添字文栄 86	57-2103
	櫛引西小学校	上山添字文栄 1	57-2106
	櫛引公民館	上山添字文栄 90	57-5670
南学区 （赤川・内川 ・青龍寺川 ・水無川）	櫛引南小学校	東荒屋字竹の内 212	57-2107
朝日 （赤川）	朝日熊出公民館	熊出字長表 52	53-2900
	朝日スポーツセンター体育館	東岩本字野中 146	53-2912

(7) 温海地域における五十川、温海川、庄内小国川及び鼠ヶ関川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区	避難場所（収容避難場所）		
	施設名	所在地	電話番号
1地区 （五十川）	五十川公民館	五十川字浜千鳥 14	45-2193
	五十川小学校	五十川字山之脇 183-2	45-2456
	安土公民館	五十川字安土 46-1	-
	山五十川公民館	山五十川木ノ下 475-1	45-2949
	山戸小学校	山五十川字山崎 1	45-2039
	山戸保育園	山五十川字木ノ下 475-2	45-2718
	戸沢公民館	戸沢字東俣 168-1	45-2333
	菅野代公民館	菅野代字宮野下 3-1	47-2916
	旧菅野代小中学校体育館	菅野代字宮野下 3-1	-

避難が必要な地区	避難場所（収容避難場所）		
	施設名	所在地	電話番号
2 地区 （温海川・庄内 小国川）	温海公民館	温海字温海 17	43-2417
	温海小学校	温海字萩田 240-1	43-3101
	あつみ保育園	温海字萩田 177-1	43-3901
	釜谷坂公民館	温海字釜谷坂 38-1	-
	湯之里公民館	湯温海字紅葉岡 123-5	43-2968
	温海温泉林業センター	湯温海字湯之里 88-7	43-2024
	一霞公民館	一霞字宮之前 68	43-2772
	宮名公民館	大岩川字白岩 410-43	43-3206
	温海中学校	大岩川字黒岩 35	43-2911
	浜中公民館	大岩川字沢山 509-3	43-3908
	槇代公民館	槇代字内沢 98-2	43-2349
	小国山村振興センター	小国字町尻 2-6	47-2931
	交流促進センター	小国字沢田 51-1	47-2222
	3 地区 （温海川・庄内 小国川・鼠ヶ関川）	温海川農業者健康管理施設	温海川字越沢 3-1
木野俣集落センター		木野俣字木野俣 241-1	47-2320
福栄小学校		木野俣字不動滝 11-1	47-2315
福栄保育園		木野俣字前川原 7-1	47-2883
越沢基幹集落センター		越沢字黒坪沢 48-2	47-2313
関川しな織ぬくもり館		関川字向 222	47-2502
4 地区 （鼠ヶ関川）	鼠ヶ関公民館	鼠ヶ関字原海 150	44-2112
	鼠ヶ関小学校	鼠ヶ関字横路 497-2	44-2128
	鼠ヶ関保育園	鼠ヶ関字横路 806	44-2133
	小名部構造改善センター	小名部字上浜田 137-3	44-2955
	旧平沢公民館	小名部字平沢 176	-

2 災害時要援護者施設

高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、床上浸水が予想される浸水深 50cm 以上の地区にある施設

(1) 鶴岡地域における赤川浸水想定区域内の災害時要援護者施設

避難が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
第一学区	協立デイサービス(協立ショートステイセンター)ふたば	双葉町 13-45	29-1055 29-1056
	常念寺保育園	睦町 1-2	24-9055
	デイサービスきらり	日枝字海老島 36-4	24-5628
	デイサービスみやはら	三和町 1-53	28-2031 23-3311
	メデカルデイサービスビビ	文園町 11-3	23-6060
	庄内医療生活協同組合 鶴岡協立病院	文園町 9-34	23-6060
	小規模多機能型居住 介護事業所健楽園いこい	海老島町 9-15	26-1650
	和みの家双葉	双葉町 15-34	33-8811
	介護老人保健施設 ケアホームみやはら	三和町 1-53	28-2061
	介護療養型老人保健施設 せせらぎ	文園町 9-34	28-2160
	あすなろ	本町二丁目 2-35	24-7551
	レインボー広場	双葉町 5-22	22-2964
	鶴岡南部児童館	文園町 1-8	64-1900
	ひとみ保育園	日枝字海老島 159-1	24-6040
	まちなか G H ・ C H	三和町 6-11-3	25-6420
第二学区	中央児童館	苗津町 1-1	24-4608
	東部保育園	日出一丁目 25-23	22-2142
	パワーリハビリサービス鶴岡	日出二丁目 10-20	35-0320
	なえづ老人 デイサービスセンター	ほなみ町 3-1	25-9255
	ゆうあいプラザかたぐるま	ほなみ町 3-2	28-3136
	なえづ	ほなみ町 3-1	25-9255
	ハビビ伊勢原	伊勢原町 16-16	23-8576
	ベビーシッタールーム おもちゃ箱	東原町 23-23	25-4889
	ベビー&キッズルーム ばあば・まま	苗津町 7-4	24-5759

避難が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
第二学区	キッズワールドあゆみ	本町一丁目 3-43	64-0872
第三学区	デイサービスセンター じゃがいも	泉町 5-70	23-7640
	けやきの杜	泉町 8-50	25-9496
	デイサービスセンター安心	山王町 14-23	29-0030
	山王中央クリニック	山王町 14-15	25-3771
	ニチイケアセンター鶴岡	若葉町 23-38	29-6889
	サテライト老健ちわら	茅原字草見鶴 21-1	25-5000
	手作りクッキーおからや	若葉町 15-5	25-3460
	楽しい家	家中新町 2-40	24-2567
	まちなか	家中新町 3-10	25-6420
	たんぼぼ	若葉町 23-2	22-3849
	グループホーム泰山木	上畑町 9-33	22-7011
	仲間の家	家中新町 2-39	23-1077
	えがおホーム「よつばの里」	東新斎町 10-40	25-2713
	えがおホームネオ	東新斎町 10-40	070-5090-1740
	新形保育園	新形町 2-35	23-2568
	杉の子保育園	馬場町 6-40	24-0080
	ゆうあいプラザ別館	家中新町 18-50	24-5610
	第四学区	デイサービスセンター健楽園	美原町 4-40
池幸園		美原町 4-40	25-2881
池幸園ショートステイ		美原町 4-40	25-2881
アメニティハウスひまわり		稲生一丁目 3-5	25-5145
共生ホーム「よつばの里」		本町三丁目 1-11	23-4282
青柳作業所		青柳町 31-14	25-8010
南部保育園		美原町 13-33	22-0527
あかり		小真木原町 10-17	29-8203
デイサービスセンター (身障者支援センター) よつばの里		本町三丁目 2-4(5)	24-4282 24-4283
荘内教会保育園		本町三丁目 5-36	25-7070
デイサービスひまわり い い ず ん		稲生一丁目 3-45	64-0604

避難が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
第四学区	グループホームひまわり	稲生一丁目3-5	25-5145
	青柳下宿	青柳町40-5	25-8010
	えがおホーム「よつばの里」	本町三丁目2-5	24-4282
	どんぐりG H・C H	稲生一丁目3-11-5	22-3192
第五学区	道形保育園	道形町20-52	22-5841
	つばさクラブ	大宝寺町3-35	22-6088
	きらり宝町	宝町4-5	24-7283
	あおば学園	宝町18-50	29-1502
	柿の木荘	宝町4-5	24-7283
	松原保育園	宝町18-50	29-1501
	子育て広場「まんまルーム」	末広町3-1 マリカ東館3階	24-5635
	慶応義塾大学先端生命科学研究 所付設託児所キッズクラブ	大宝寺字日本国403-1	29-0570
	多機能型事業所ひかり	朝暘町15-3	64-3201
	きらり弁当とんが村	大宝寺町3-35	24-3667
	庄内視力障害者協会鶴岡支部	末広町6-33	22-2051
第六学区	光の子	大塚町28-40-E	25-3340
	老人デイサービスセンター ふれあい	西新斎町14-26	29-0370
	ニチイケアセンター 鶴岡みさき	美咲町7-16	29-0305
	テンドリーハウスひまわり	みどり町22-7-2	29-1852
	デイサービスセンターみどり	みどり町22-40	33-8731
	やまびこ	新海町8-33	25-3801
	あけぼの	西新斎町21-8	23-7626
	つどいの家	美咲町26-1	25-7729
	まごころ	みどり町22-43	33-8889
	みらい	新海町17-32	25-3778
	ピノキオ	新海町17-33	25-3776
	西部保育園	新海町11-57	23-5646
	美咲保育園	美咲町32-8	28-3331
	美咲の森保育園	美咲町28-5	24-5555
	鶴岡西部センター託児所 なかよしルーム	美咲町32-5	25-8960
精神障がい者地域支援 センター	美咲町26-1	29-7088	

避難が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
第六学区	いなほ作業所	美咲町 26-1	24-3688
斎	デイホームなな草	外内島字石名田 82-23	26-0558
	グループホームなな草	外内島字石名田 82-23	26-0558
	グループホームなでしこ	斎藤川原字林保 234-28	25-5613
京田	けやき荘	平京田字屋敷廻 94-2	22-4941

(2) 鶴岡地域における大山川浸水想定区域内の災害時要援護者施設

避難が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
大山	おおやま	友江字川向 46-8	33-3960
	愛光園ワークセンター大山	友江字川向 46-4	33-8100

(3) 鶴岡地域における三瀬川浸水想定区域内の災害時要援護者施設

: 該当施設なし

(4) 藤島地域における赤川、藤島川及び京田川浸水想定区域内の災害時要援護者施設

: 該当施設なし

(5) 羽黒地域における赤川、藤島川及び黒瀬川浸水想定区域内の災害時要援護者施設

: 該当施設なし

(6) 櫛引地域、朝日地域における赤川、青龍寺川及び内川浸水想定区域内の災害時要援護者施設

避難が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
山添	鶴岡協立リハビリテーション病院	上山添字神明前 38	78-7511
熊出	指定通所介護事業所 デイサービスセンターであい	熊出字東村 157-2	53-2850
	特別養護老人ホーム かたくり荘	熊出字東村 157-2	53-2300
	グループホーム かたくり荘	熊出字東村 157-2	53-3900
	特別養護老人ホーム つばな	熊出字東村 152-1	58-1535
東岩本	山の子	東岩本字沖田 18	53-3422

3 重要水防箇所

(1)国管理河川

(山形県水防計画より抜粋)

県水防計画	河川名	重要水防箇所								対策水防工法名	警報基準水位		担当水防分団	
		距離標	地名	左右岸別	種別	堤防(m)		工作物			新堤・破堤跡・旧川跡	量水標		水位(m)
						A	B	A	B					
59	赤川	3.0+200～11.2	成田、猪子、青山、湯野沢	左	堤防高		8.120 8.120				積土のう	浜中羽黒橋	3.00	三川町 鶴岡第4方面隊 第14分団
74	"	11.2+100～12.6+100	湯野沢文下	左	堤防高	1,400 1,400					積土のう等	羽黒橋	3.00	鶴岡第4方面隊 第14分団 鶴岡第1方面隊 第3分団
75	"	11.8+180	蛾眉橋		工作物			1			積土のう等	"	"	" "
76	"	12.0～12.8	文下	左	堤防断面		570 100					"	"	鶴岡第1方面隊 第3分団
77	"	12.4+50～13.6+25	文下	左	法崩れすべり		1,000 860					"	"	"
78	"	12.6～17.2+100	文下、道形、大宝寺	左	堤防高		4,420 3,460				積土のう等	"	"	"
79	"	13.0～13.6+25	文下	左	堤防断面		660 0					"	"	鶴岡第1方面隊 第3分団

県水防 計画	河川名	重要水防箇所								対策水防 工 法 名	警報基準水位		担当水防分団	
		距離標	地名	左右 岸別	種 別	堤防 (m)		工作物			新堤・破 堤跡・旧 川跡	量水標		水位 (m)
						A	B	A	B					
80	赤川	14.2 ~14.4+50	文 下	左	法崩れ すべり		140 0					羽黒橋	3.00	鶴岡第1方面隊 第3分団
81	"	14.6+310 ~16.2+80	道 形	左	旧川跡					1,200		"	"	"
82	"	16.0 ~16.2+35	道 形	左	法崩れ すべり		220 0					"	"	"
83	"	16.0 ~16.4+35	道 形	左	漏水		220 0				釜段工 月の輪工	"	"	"
84	"	16.6 ~ 17.0+100	大宝寺	左	法崩れ すべり		580 0					"	"	"
85	"	16.6 ~ 17.0+100	大宝寺	左	漏水		580 0				釜段工 月の輪工	"	"	"
86	"	17.0+80 ~17.0+60	大宝寺	左	旧川跡					80		"	"	"
87	"	17.4+70 ~ 17.6	大宝寺	左	漏水		200 200				釜段工 月の輪工	"	"	"
88	"	18.0+80 ~ 18.0+120	大宝寺	左	旧川跡					40		"	"	"

県水防計画	河川名	重要水防箇所								対策水防工法名	警報基準水位		担当水防分団	
		距離標	地名	左右岸別	種別	堤防(m)		工作物			新堤・破堤跡・旧川跡	量水標		水位(m)
						A	B	A	B					
89	赤川	20.2+75 ~ 21.0	我老林	左	堤防高		600 600				積土のう等	羽黒橋	3.00	鶴岡第1方面隊 第4分団
90	"	21.2+60 ~ 21.8	我老林	左	法崩れ すべり		370 370					"	"	"
91	"	23.4+50	黒川橋		工作物				1			熊出	3.00	櫛引方面隊 第4分団
92	"	26.0+170 ~26.2+20	黒川 松根	左	旧川跡					70		"	"	櫛引方面隊 第3分団
93	"	26.4+110 ~ 26.4+160	黒川 松根	左	旧川跡					50		"	"	櫛引方面隊 第3分団
94	"	26.6+20 ~26.6+50	黒川 松根	左	旧川跡					30		"	"	櫛引方面隊 第3分団
95	"	27.6+50 ~27.6+90	黒川 松根	左	旧川跡					40		"	"	櫛引方面隊 第3分団
96	"	28.6+90~ 28.8+40	熊出	左	旧川跡					60		"	"	朝日方面隊 第4分団

県水防計画	河川名	重要水防箇所								対策水防工法名	警報基準水位		担当水防分団	
		距離標	地名	左右岸別	種別	堤防(m)		工作物			新堤・破堤跡・旧川跡	量水標		水位(m)
						A	B	A	B					
97	赤川	28.8+150 ~ 29.0	熊出	左	旧川跡					40		熊出	3.00	朝日方面隊 第4分団
98	"	29.4+80 ~ 29.6+210	熊出	左	法崩れ すべり		330 330				木流し シート張り	"	"	"
99	"	29.4+130 ~29.6+40	"	左	旧川跡					120		"	"	"
106	"	12.0 ~ 17.2+100	助川、 大半田、 地藏俣	右	堤防高		5,180 5,180				積土のう等	羽黒橋	3.00	三川町 藤島方面隊第5分団
108	"	14.6+140 ~ 15.2+150	大半田	右	旧川跡					590		"	"	" "
110	"	15.6+140 ~ 16.2+140	大半田	右	旧川跡					570		"	"	藤島方面隊第5分団
111	"	16.4+80~ 18.8+110	大半田 地藏俣 松尾	右	漏水		2,160 1,410				釜段工 月の輪工	"	"	藤島方面隊第5分団 羽黒方面隊第1分団
112	"	19.4 ~22.0+50	松尾 馬渡	右	法崩れ すべり		990 990					羽黒橋	3.00	羽黒方面隊第1分団 櫛引方面隊第4分団
113	"	19.4 ~22.0+50	松尾 馬渡	右	漏水		990 0				釜段工 月の輪工	"	"	" "

県水防計画	河川名	重要水防箇所								対策水防工法名	警報基準水位		担当水防分団	
		距離標	地名	左右岸別	種別	堤防(m)		工作物			新堤・破堤跡・旧川跡	量水標		水位(m)
						A	B	A	B					
114	赤川	20.0+70~ 21.0+40	松尾	右	旧川跡					1,150		羽黒橋	3.00	羽黒方面隊第1分団
115	"	20.4+175 ~21.4+40	松尾 馬渡	右	漏水		1,070 0				釜段工 月の輪工	"	"	羽黒方面隊第1分団 櫛引方面隊第4分団
116	"	20.4+75 ~22.0+70	松尾 馬渡	右	法崩れ すべり		1,590 1,590					"	"	" "
117	"	21.4+70~ 22.4+30	馬渡	右	旧川跡					970		"	"	櫛引方面隊第4分団
118	"	22.6+50~ 22.6+170	"	右	"					120		"	"	"
119	"	22.8+70~ 23.0+30	馬渡	右	旧川跡					150		"	"	"
120	"	23.4+150 ~23.4+80	黒川	右	旧川跡					250		熊出	"	櫛引方面隊第3分団
121	"	29.4+30~ 29.4+90	黒川	右	旧川跡					60		"	"	"
124	"	0.0~2.0	内川	左	堤防高		2,000 2,000				積土のう	羽黒橋	3.00	鶴岡第1方面隊 第2分団

県水防計画	河川名	重要水防箇所								対策水防工法名	警報基準水位		担当水防分団	
		距離標	地名	左右岸別	種別	堤防(m)		工作物			新堤・破堤跡・旧川跡	量水標		水位(m)
						A	B	A	B					
125	赤川	1.2+100	内川橋		工作物			1			羽黒橋	3.00	鶴岡第1方面隊 第2分団	
126	"	0.2~0.4	内川	右	堤防高		110 110				積土のう等	羽黒橋	3.00	"
127	"	0.4~1.2	内川	右	堤防高	820 820					積土のう等	羽黒橋	3.00	"
128	"	1.2~2.0	内川	右	堤防高		970 970				積土のう等	羽黒橋	3.00	"
129	"	0.60+70 ~1.0+150	内川	右	堤防断面		820 0					羽黒橋	3.00	鶴岡第1方面隊 第3分団
130	"	0.8+150 ~ 2.0	内川	右	漏水		1,040 0				釜段工 月の輪工	羽黒橋	3.00	"

注意1：重要度（A又はB）の堤防延長の上段は、各評定種別延長の合計値

注意2：重要度（A又はB）の堤防延長の下段は、重複を考慮した総合評定延長

(2) 県管理河川

(山形県水防計画より抜粋)

県水防計画	河川名	重要水防箇所						想定水防 工法名	警報基準水位		担当水防分団
		左右 岸別	地先名	合流点か らの距離 (km)	種別	重要度	延長 (m)		量水標	水位 (m)	
1	京田川	左	鷺畑字佐渡端	23.5~23.8	堤防高	B	300	積土のう	三和	2.40	藤島方面隊第3分団
2	"	左右	関根字土用野	22.4~23.0	堤防高	B	600	積土のう	三和	2.40	"
3	"	左右	三和	22.0~23.4	堤防高	A	1,400	積土のう	三和	2.40	藤島方面隊第2分団
5	黒瀬川	左右	羽黒町後田字 谷地田	2.3~4.8	堤防高	A	4,200	積土のう	黒瀬川	1.70	羽黒方面隊第1分団
17	藤島川	左右	羽黒町荒川	14.5~16.0	法崩れ すべり	B	1,500	積土のう	藤島	3.00	羽黒方面隊第3分団
18	"	左右	柳久瀬	12.7~13.9	堤防高	A	1,200	積土のう	藤島	3.00	藤島方面隊第5分団
19	"	左右	羽黒町市野山	16.0~17.3	法崩れ すべり	B	1,300	積土のう	藤島	3.00	羽黒方面隊第5分団
20	"	左右	羽黒町大口	17.9~18.6	法崩れ すべり	B	700	積土のう	藤島	3.00	"
21	"	左右	羽黒町下川代	19.2~19.7	法崩れ すべり	B	500	積土のう	藤島	3.00	"
22	赤川	右	下名川字落合	0.5~0.8	堤防高	B	300	積土のう	朝日 落合	3.70	朝日方面隊第3分団
23	青龍 寺川	左右	湯野沢字畑田	2.0~2.4	堤防高 洗掘	A	400	積土のう	高坂	1.40	鶴岡第4方面隊第14分団

県水防計画	河川名	重要水防箇所						想定水防 工法名	警報基準水位		担当水防分団
		左右 岸別	地先名	合流点か らの距離 (k m)	種別	重要度	延長 (m)		量水標	水位 (m)	
25	青龍 寺川	左右	茅原	4.5~4.9	漏 水	A	400	積土のう	高 坂	1.40	鶴岡第1方面隊第3分団
26	"	左右	新海町	7.1~8.2	漏 水	A	1,100	積土のう	高 坂	1.40	鶴岡第1方面隊第2分団
27	内川	左右	城南町	5.0~5.3	法崩れ すべり	A	300	積土のう	内 川	1.50	鶴岡第1方面隊第1分団
28	角田川	左右	西荒屋字角田	0.5~2.1	堤 防 断 面	B	1,600	積土のう	高 坂	1.40	櫛引方面隊第2分団
29	水無川	左	熊出字水無川 前	1.5~1.8	漏 水	B	300	シート張 月の輪	熊 出	3.00	朝日方面隊第4分団
30	田麦川	右	田麦俣字湯元	2.1~2.2	水 衛 筒 所	B	100	捨土のう 積土のう	熊 出	3.00	朝日方面隊第3分団
31	平沢川	右	本郷字沢口	0.5~0.7	水 衛 筒 所	A	200	捨土のう 積土のう	朝日 落合	3.70	朝日方面隊第2分団
32	大山川	左右	大字田川	20.6~21.6	法崩れ すべり	B	1,000	杭打ち 積土のう	大 山	3.10	鶴岡第2方面隊第8分団
33	矢引川	左右	中沢	0.0~1.8	堤防高	A	1,800	積土のう	大 山	3.10	鶴岡第3方面隊第9分団
50	油戸川	右	油戸	0.1~0.2	堤防高	A	100	積土のう			鶴岡第3方面隊第11分団
51	三瀬川	左右	三瀬	0.0~3.0	法崩れ すべり	B	600	シート張り 月の輪	三瀬川	1.70	鶴岡第3方面隊第10分団

県水防計画	河川名	重要水防箇所						想定水防工法名	警報基準水位		担当水防分団
		左右岸別	地先名	合流点からの距離(km)	種別	重要度	延長(m)		量水標	水位(m)	
52	五十川	右	山五十川字山崎	5.1~5.2	堤防高	B	120	積土のう	五十川	1.70	温海方面隊第2分団
53	五十川	左	五十川字山之脇	0.5~1.0	洗掘	B	450	捨石	五十川	1.70	〃
54	払川	左右	五十川字茗荷台	1.2~1.4	堤断面	B	260	積土のう	五十川	1.70	〃

(3)海岸重要水防箇所

(山形県水防計画より)

県水防計画	海岸名	地区海岸名	重要水防箇所		危険度		予想される危険	対策水防工法	担当水防分団
			現況	延長(m)	種別	A、Bの別			
1	温海海岸	早田地区	護岸	450	水衛箇所	B	欠壊	捨ブロック	温海方面隊第4分団
2	〃	温海地区	護岸	180	堤防高	B	越波	積土俵	温海方面隊第1分団
3	〃	〃	護岸	650	洗掘	B	欠壊	捨ブロック	〃
4	〃	〃	護岸	460	洗掘	B	欠壊	捨ブロック	〃
5	〃	暮坪地区	護岸	670	洗掘	B	欠壊	捨ブロック	〃
6	温海海岸	五十川地区	護岸	400	堤防高	B	欠壊	捨ブロック	温海方面隊第2分団
7	鶴岡海岸	小波渡地区	護岸	300	洗掘	B	越波	捨ブロック	鶴岡第3方面隊第10分団

県水防計画	海岸名	地区海岸名	重要水防箇所		危険度		予想される危険	対策水防工法	担当水防分団
			現況	延長 (m)	種別	A、B の別			
8	鶴岡海岸	湯野浜地区	護岸	1,100	洗掘	B	欠壊	捨ブロック	鶴岡第3方面隊第12分団